

宮崎県企業局経営ビジョン

令和2年3月
宮崎県企業局

目次

第1章 策定の趣旨	1
1 策定の背景と目的.....	1
2 これまでの経緯	2
3 経営ビジョンの位置づけ	2
4 計画期間	3
第2章 経営理念とめざす姿	4
第3章 電気事業.....	6
1 事業概要	6
2 現在の事業環境と今後の見通し	8
3 課題.....	17
4 経営の基本方針	19
5 戦略.....	20
戦略 I 電力システム改革等に対応した経営基盤の強化	20
戦略 II 老朽化した発電所等の計画的な更新による信頼性・安全性の向上	21
戦略 III 大規模災害等におけるリスク対策の充実強化	21
戦略 IV 適切な人材育成や組織体制の確立等.....	22
戦略 V 積極的な地域貢献や情報発信の推進.....	22
6 投資・財政計画	24
7 公営企業として実施する必要性.....	30
第4章 工業用水道事業.....	31
1 施設の概要.....	31
2 現在の事業環境と今後の見通し	33
3 課題.....	39
4 経営の基本方針	40
5 戦略.....	41
戦略 I 効率的な設備投資と財源確保による経営基盤の強化	41
戦略 II 設備の計画的な更新・維持補修による健全性の保持	41
戦略 III 大規模災害等におけるリスク対策の充実強化	42
戦略 IV 適切な人材育成や組織体制の確立等.....	42
戦略 V ユーザー企業等との緊密な連携	42
6 投資・財政計画	44
第5章 地域振興事業	50
1 施設概要	50
2 現在の事業環境と今後の見通し	51
3 課題.....	54
4 経営の基本方針	55

5 戦略.....	56
戦略 I 指定管理者と連携した経営基盤の強化	56
戦略 II フラットな河川敷コースの特色を生かした誰もが利用しやすい施設の提供.	56
戦略III 地域貢献の推進と良好な河川環境の保全	57
6 投資・財政計画	58
第6章 経営戦略の事後検証及び改定.....	61
1 実行計画による進行管理.....	61
2 事業評価及び計画の見直し	61
3 見直し及び改定	61
参考資料	62

第1章 策定の趣旨

1 策定の背景と目的

(1) 時代の潮流

- 地球温暖化の進行に起因した異常気象が世界的に頻発しており、平成27年9月には国連で持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、限られた資源の有効活用、再生可能エネルギーの利用拡大など、環境に配慮した低炭素・循環型社会への転換を図っていくこととされました。
- AIやIoTなどを中心とする第4次産業革命は、様々な分野で新しいICTサービスを創出すると考えられており、例えば保守管理等における技術の高度化だけでなく、人々の働き方やライフスタイルにも大きな影響を与えるものと考えられます。
- 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等など、国全体として「働き方改革」が推進されています。

(2) 経営環境の変化

- 公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、厳しさを増しています。
- 特に本県では、全国平均より早く高齢化が進んでおり、労働力人口の減少やライフプラン・レジャーの多様化などの影響が早めに現れ、施設の保守管理や地域振興事業のあり方など、企業局の事業全体に様々な影響を与えると考えられます。
- 企業局の保有する発電所や工業用水道施設は、昭和30～40年代に建設され、法定耐用年数を超過した設備が多く、今後設備の大規模改良に多額の資金が必要となります。
- 南海トラフ地震が今後30年内に70～80%程度の確率で発生するとされており、大規模災害に備えた施設の強化やリスク管理など、危機管理対策の強化が重要となっています。
- 働き方改革を推進するため、労働基準法や労働安全衛生法など関係法律の整備が行われたところであり、企業局においても取組が求められています。

(3) ビジョン策定の目的

- 公営企業は、上記のような時代の潮流や経営環境の変化等に適切に対応しながら、独立採算制の基本原則のもと、将来にわたりその本来の目的で

ある公共の福祉を増進していくことが必要です。

- 今般、現行ビジョン策定から 5 年が経過し改定の時期を迎えることから、平成 31 年 3 月に発出された総務省の経営戦略策定・改定ガイドラインに準拠して、将来にわたって持続可能な経営基盤を確立するための経営指針となる新たな経営ビジョンを策定します。

2 これまでの経緯

- 宮崎県企業局では、平成 11 年以降、これまで 5 回にわたり経営基本計画を策定・改定し、事業の計画性・効率性の確保に努めてきました。

第 1 期経営基本計画（平成 11 年 4 月）

発電部門の自由化などの規制緩和やゴルフ場利用者数の減少など、企業局を取り巻く環境の変化に対応するため、経営基本計画を策定しました。

第 2 期経営基本計画（平成 13 年 4 月）

第 1 期計画策定後、猿瀬発電所の開発決定や、工業用水道料金改定等の環境の変化に対応するため、第 1 期計画の見直しを行いました。

第 3 期経営ビジョン（平成 17 年 9 月）

行政改革の推進、「官から民へ」の流れ等を受け、それまでの経営基本計画を抜本的に見直して「経営ビジョン」と改名するとともに、業績評価など PDCA サイクルを用いた目標管理を導入しました。

第 4 期経営ビジョン（平成 22 年 3 月）

地方分権や行財政計画の進展、また電力自由化や低炭素社会への対応等の事業環境の変化を踏まえ、計画の見直しを行いました。

第 5 期経営ビジョン（平成 27 年 3 月）

事業環境の変化に的確に対応し、中長期視点から経営基盤の強化等に取り組むため、計画期間をこれまでの 5 年間から 10 年間としました。

3 経営ビジョンの位置づけ

（1）これまでの経営ビジョンの継承

- 本ビジョンは、新たに将来 30 年間にわたる収支を見通したうえで、これまでの経営ビジョンを継承します。

（2）宮崎県総合計画との関係

- 宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」は、令和 12 年の本県が目指す将来像を描くとともに、長期的視点から重要課題に対応していくための長期戦略、施策の方向性を示すため、平成 31 年 3 月に改定されました。
- 企業局経営ビジョンは、企業局の経営指針として策定しているものであり、総合計画の部門別計画としての位置づけではありませんが、水力発電

を通じた低炭素社会の構築など、県の総合計画と連携を図りながら県の施策を側面から支援するものです。

(3) 総務省通知

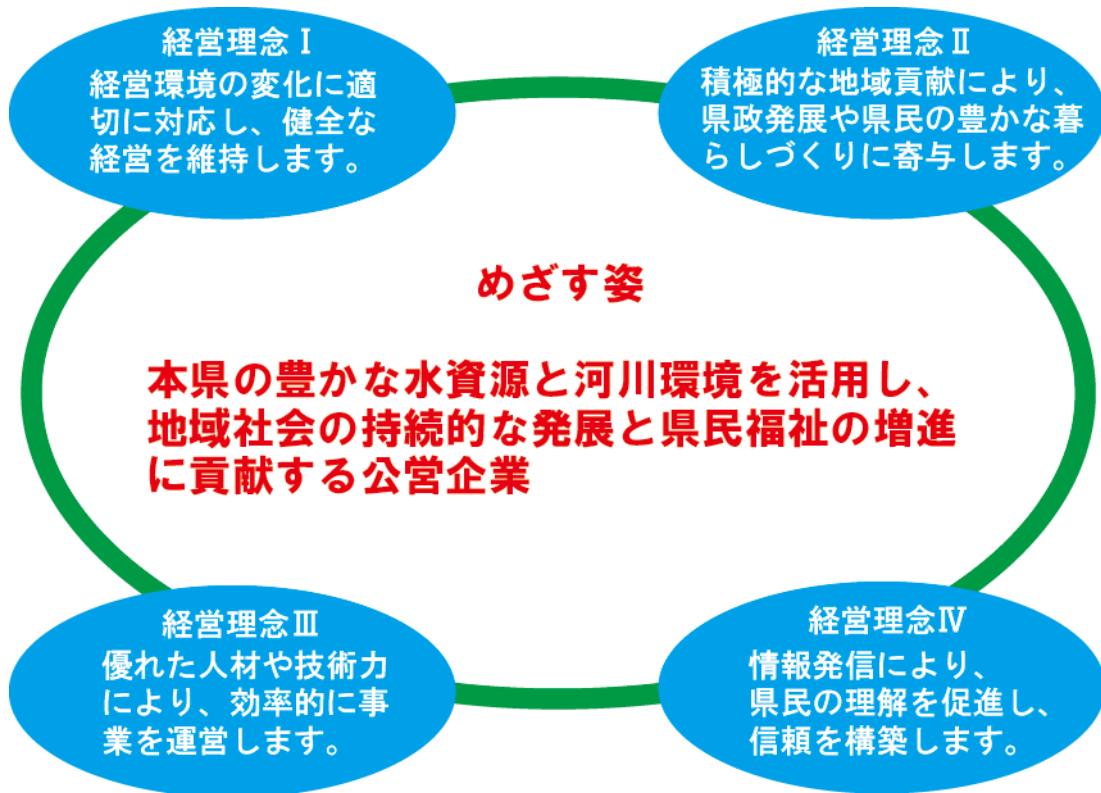
- 本ビジョンは、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項」(平成26年8月)及び「『経営戦略』の策定・改定の更なる推進について」(平成31年3月)等に基づく「経営戦略」として位置づけるものです。

4 計画期間

- 本ビジョンの計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

第2章 経営理念とめざす姿

- 宮崎県企業局は、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則^{注1}及び公営企業の設置等に関する条例第2条^{注2}に規定する各事業の設置目的を基本とし、四つの経営理念に沿って事業を推進します。



- 企業局は、本県の豊富な水資源を利用して電気事業や工業用水道事業を行い、県民生活に欠かせないエネルギーサービスの安定供給や産業の振興に貢献してきました。
- 地域振興事業は、一つ瀬川の河川敷に一つ瀬川県民スポーツレクリエーション施設を整備し、県民の健康づくり・生きがいづくり・河川環境の保全に貢献してきました。
- 今後ともこれらの事業を安定的に経営し、さらには事業で得られた利益により、地域社会の持続的な発展と県民福祉の増進に貢献してまいります。

注1 地方公営企業法第3条

地方公営企業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

注2 公営企業の設置等に関する条例第2条

本県の産業経済の振興と住民の福祉の増進を図るため、次に掲げる事業を設置する。

事業	設置目的
電気事業	治水を図るとともに、水資源を開発して、電力を産業に供給するため。
工業用水道事業	日向臨海工業地区へ工業用水を供給するため。
地域振興事業	地域の特性を生かした豊かな県民生活のための施設・設備等を整備し、これを運用することにより、地域の振興に寄与するため。

第3章 電気事業

1 事業概要

(1) 事業形態等(平成31年4月1日現在)

- 宮崎県企業局は、大正7年12月の県議会における「水力電気事業経営の建議」を発端として、以来、本県の豊富な水資源の活用を県政の重要課題として位置づけ、水力開発を進めてきました。
- 最初の発電所の建設は、昭和13年6月、小丸川河水統制事業の一環として電気事業に着手したことから始まり、戦後は小丸川、綾川、三財川、大淀川、祝子川において、6つの河川総合開発事業を完成させ、平成30年には80周年を迎えました。
- 県内にある14の水力発電所の最大出力の合計は159,055kWで、全国の26公営電気事業者のうち、水力では3番目の規模となっています。

法適用の区分	全部適用	施設数	水力 14箇所
			太陽光 4箇所

(2) 施設一覧

① 水力発電施設

発電所名		所在市町村	発電開始年月	最大出力(kW)	H30年度年間目標供給電力量(千kWh)	備考
石河内第一		木城町	昭和25年5月	22,200	73,965	
渡川		日向市	昭和30年4月	12,000	39,198	大規模改良工事中
綾第一	南機	小林市	昭和33年4月	25,000	85,674	
	北機	"	昭和35年5月			
	綾北ダム発電設備	"	平成27年6月			所内供給用
綾第二		綾町	昭和34年3月	28,000	105,897	
田代八重		小林市	平成12年4月	5,800	18,711	
立花		西都市	昭和38年2月	13,400	26,872	
三財		"	昭和38年7月	8,800	25,525	
岩瀬川		都城市	昭和42年7月	18,600	54,858	
猿瀬		高原町	平成16年4月	1,700	6,738	
祝子		延岡市	昭和48年4月	17,300	51,537	
上祝子		"	昭和48年9月	3,300	8,432	
浜砂		"	平成4年4月	2,400	7,968	
祝子第二		"	平成24年4月	35	147	FIT
酒谷		日南市	平成28年10月	520	2,333	FIT
合計				159,055	507,855	

②太陽光発電施設

設置場所	所在 市町村	発電開始年月	最大出力 (kW)	R01年度 年間目標 供給電力量 (千 kWh)	備考
工水配水池	日向市	平成 22 年 2 月	30	36	FIT 期間終了
工水浄水場	"	平成 26 年 3 月	20	20	FIT
一ツ瀬*	新富町	平成 23 年 2 月	90	108	FIT
綾第二発電所	綾町	平成 26 年 3 月	50	57	FIT
合計			190	221	

* 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設

2 現在の事業環境と今後の見通し

(1) 事業を取り巻く環境

① 国の動向等

- 国の第5次エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）では、再生可能エネルギーは今後の主力電源とされ、さらに、水力は安定した出力を維持することが可能な電源として重要視されています。
- 長期エネルギー需給見通し（平成27年7月策定）では、経済成長等によりエネルギー需要が増加する一方、省エネルギーの推進によりエネルギー効率の改善が見込まれています。電源構成比率における再生可能エネルギーは、令和12年度（2030年度）には東日本大震災前10年間平均の2倍の22～24%が見込まれています。
- エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）では、年間5億kWh以上の電気供給事業者の非化石電源比率を平成29年度（2017年度）実績18%から令和12年度（2030年度）に44%以上にする目標が定められています。

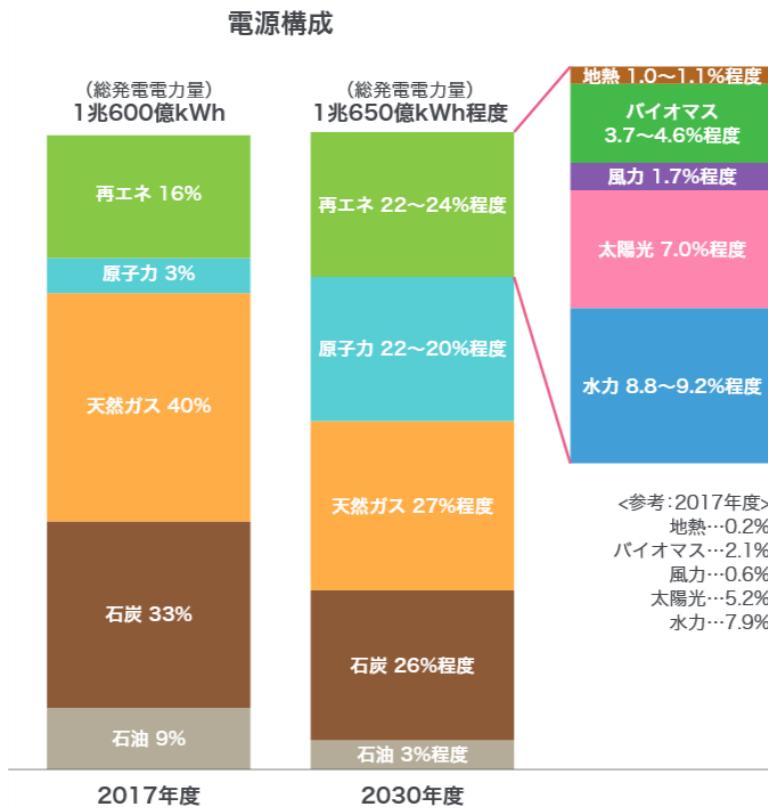


図1 電源構成の推移

出典：日本のエネルギー2018（資源エネルギー庁）

○ 我が国では、安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的とする電力システム改革が進められています。まず、平成 27 年度に電力広域的運営推進機関を設立し、広域系統運用の拡大が行われました。次に平成 28 年度に小売及び発電の全面自由化が行われ、さらに、令和 2 年度からは法的分離方式により発電・小売部門と送配電部門とが分社化されます。

○ 市場原理を活用した新たな価値の取引が令和 2 年度から本格化します。このうち、容量市場と非 FIT 非化石価値取引市場は、企業局においても密接な関連があります。

項目／年度	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
容量市場		★初回オークション			★容量確保契約発効						
非FIT非化石価値取引市場		★初回オークション									

○ 小売の全面自由化がなされて以降、新電力のシェアは年々大きくなり、令和元年 11 月の販売電力量ベースで 15.3% となっています。電力の地産地消を目指す「地域新電力」と呼ばれる会社も各地で設立されています。

○ kWh 価値を取引するスポット市場での取引価格は、下図のように 1kWhあたり 5 円から 20 円超の間で推移しており、季節や時間帯、供給エリアにより異なる価格で取引されています。

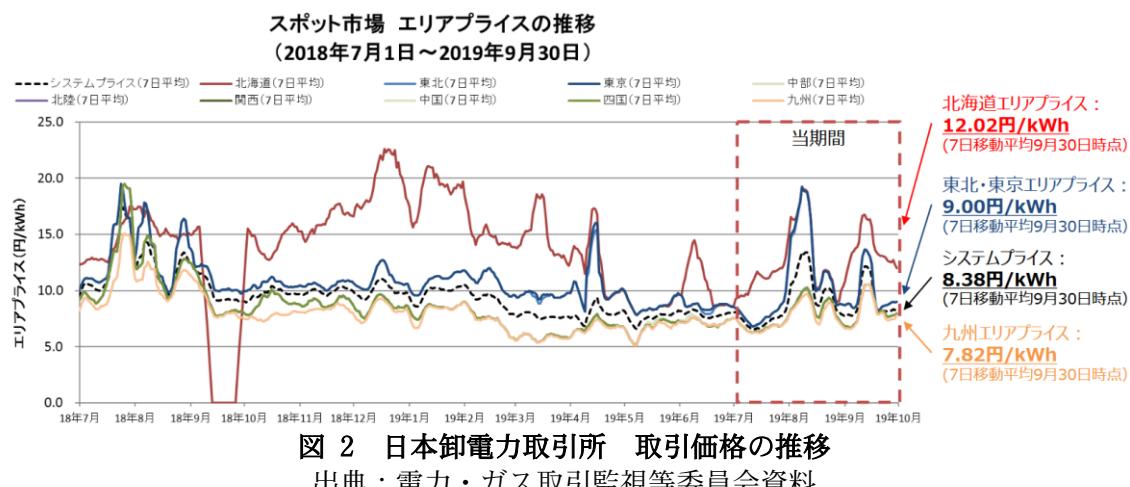


図 2 日本御電力取引所 取引価格の推移
出典：電力・ガス取引監視等委員会資料

○ 固定価格買取制度（以下「FIT」という。）は、再生可能エネルギーの導入を支えるため、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度で、買取価格は水力については、令和 3 年度（2021 年度）まで決定されており、出力 5,000kW 以上 30,000kW 未満では、新設区分が 20 円 + 税、既設導水路活用型区分が 12 円 + 税となっており、期間はいずれも 20

年間となっています。

(将来の見通し)

- 再生可能エネルギーの導入が進み、中でも水力は安定電源として重要性がさらに高まると考えられます。
- 電力の地産地消の動きがさらに活発化し、これに企業局の電力が活用されることが考えられます。
- 容量市場や非化石価値取引市場などへの対応が必要となります。
- FIT の見直しにより、買取価格等が近い将来見直される可能性が高いと考えられます。

②売電契約

- 平成 20 年 12 月に九州電力株式会社と電力受給に関する基本契約（以下「基本契約」という。）を締結し、令和 7 年度まで発電所内で消費する分を除く全発電電力量を供給することを約しています。
- 現在は基本契約に基づき、総括原価に準じた方式で、基本料金と従量料金の二部料金制（比率約 9 : 1）により、2 年ごとに電力受給契約を締結し売電を行っています。
- 今後も令和 7 年度までは基本契約に基づき九州電力に売電する予定ですが、売電価格の算定方法等は今後見直される可能性があります。
- 基本契約終了後は、売電先を一般競争入札により決定することとなり、売電料金は市場価格の影響を受けるとともに、完全従量制となることも予測されます。
- 電力の地産地消の取組として、県内企業や公共施設等への小売りも考えられます。

(将来の見通し)

- 基本契約期間内は、九州電力との相対交渉により売電価格等が決定されます。
- 基本契約終了後は、売電先を一般競争入札により決定することになり、市場価格の変動等の影響を強く受ける可能性があります。
- 電力の地産地消に向けた取組が求められる可能性があります。

(2)施設の状況

①既設施設の状況

- 企業局の保有する発電所は、昭和 30~40 年代に建設されたものが多く、これまで部分的に改良工事等を行ってきましたが、運転開始から 60 年が経過することから、大規模な更新の検討が必要となっています。
- 送電設備についても、建設後 60 年が経過し、鉄塔基礎部の変位等が進行していることから、建替えや補修が必要となっています。

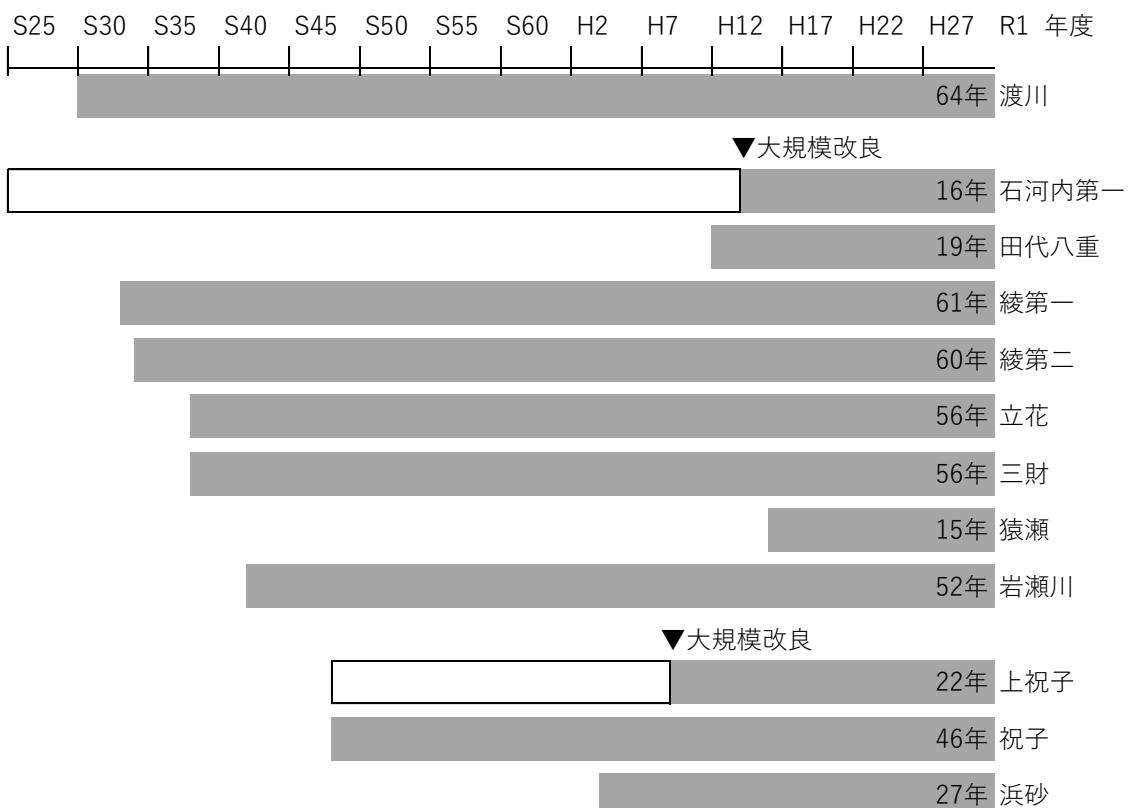


図 3 発電開始からの経過年数

※石河内第一発電所は、平成 12~14 年度に大規模改良工事を実施
上祝子発電所は、平成 8 年度に大規模改良工事を実施

(将来の見通し)

- 発電施設や送電設備の老朽化が進行し、供給に支障が生じるなどの問題が発生する可能性があります。
- AI や IoT などの ICT を活用した新たな保守管理手法の確立により、更新時期等を的確に把握できるようになる可能性があります。

②新規開発

- 企業局では、最近 10 年間においてはダムからの河川維持放流水を活用した祝子第二発電所、綾北ダム発電設備のほか、日南ダムの未利用の水を活用した酒谷発電所などの水力発電施設等を新たに開発しています。
- 新たな水力地点の可能性調査も継続して進めていますが、開発地点の奥地化や小規模化により採算性が悪化するなど、開発有望地点は少なくなっています。
- FIT における買取価格の低下や買取自体の見直し、さらには送電線への接続問題等により、新規開発を取り巻く状況には今後も注視が必要です。
- 企業局の保有する技術力を地域振興に役立てるため、市町村等が行う農業用水などを利用したマイクロ水力発電について、可能性調査などの技術支援を行っています。

(将来の見通し)

- 農業用水を利用した発電など、地域分散型電源の開発が中心となると予想されます。
- 既設発電所の大規模改良による発電電力量の増加などにより、新規開発と同等の効果が得られることが期待されます。

(3)経営状況

- 近年 10 年間平均で 14 の水力発電所の供給実績は、約 5 億 3 千万 kWh であり、目標に対し 104.6% となっています。これは、宮崎県内的一般世帯（約 47 万世帯（令和元年 10 月 1 日現在））が消費する電力の約 4 割に相当します。
- 直近の 5 か年は、降水量が多かったことから目標を連続して上回っています。

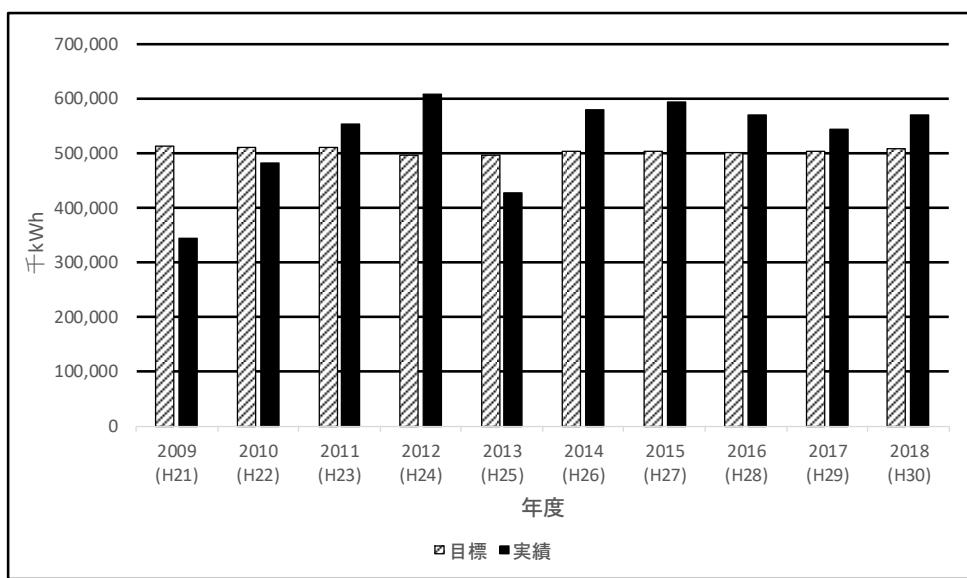


図 4 年間供給電力量の推移

- 最近 10 年間の純利益は概ね 5 億円から 8 億円で推移しており、安定した経営を維持しています。
- ※ 平成 26 年度は公営企業会計制度の見直しにより、一時的に 13 億円の利益を計上しました。

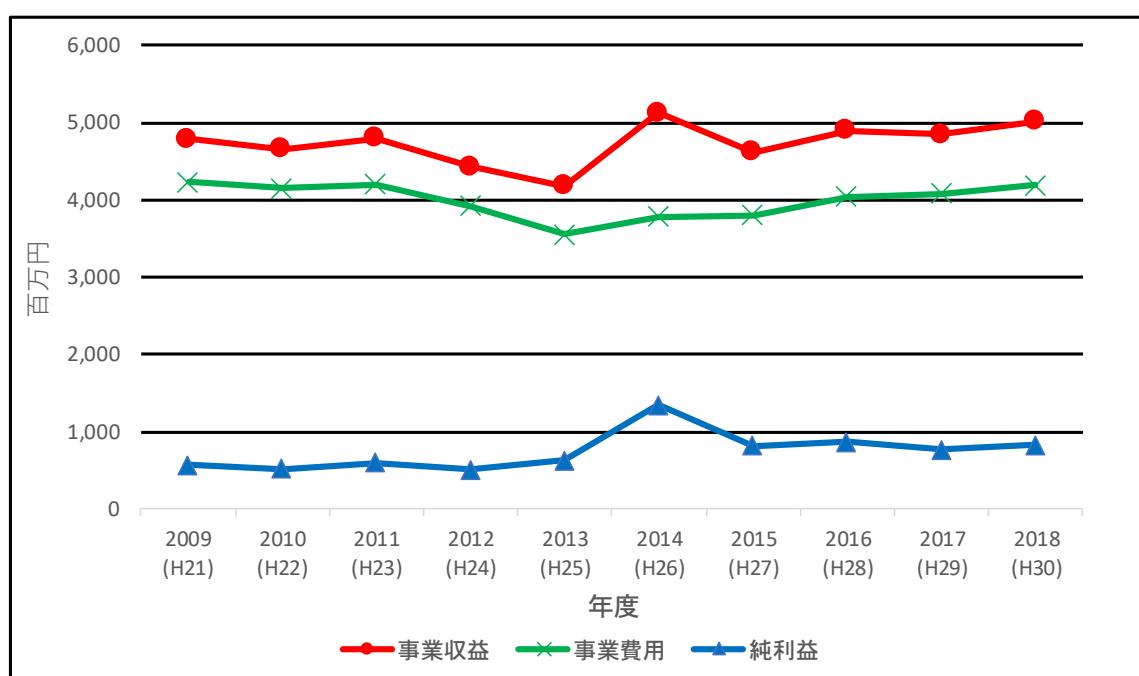


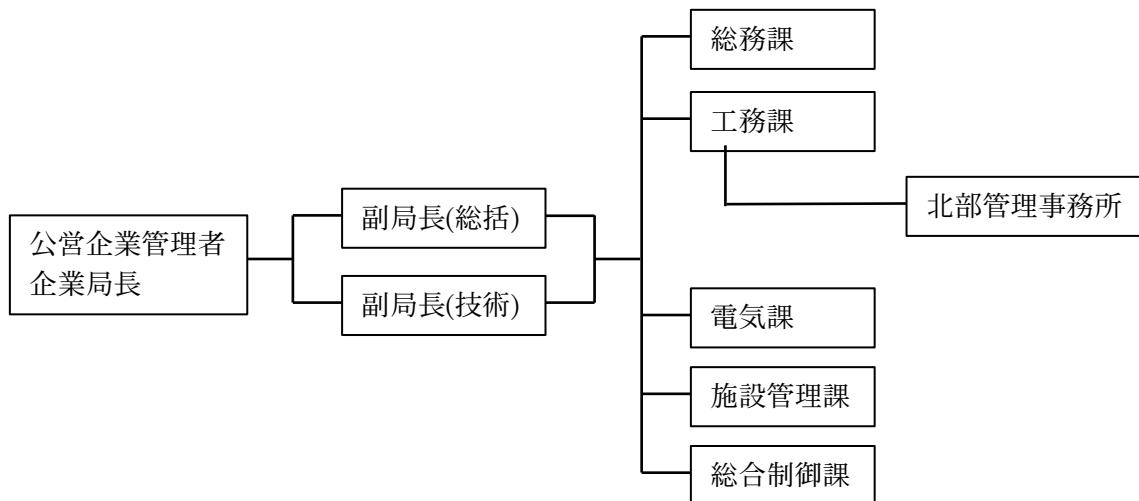
図 5 収益的収支の推移

(将来の見通し)

- 大規模改良工事に伴う発電機の長期停止や固定資産除却費の発生等により、一時的な赤字決算が見込まれます。
- FIT 適用の発電所が運転を開始すると、収入が増加し、安定した経営が見込まれます。
- FIT 期間が終了する令和 27 年度以降は、それまでより大幅な収入の低下が見込まれます。
- 一般競争入札や二部料金制の見直し、降水量等により、収入が年度毎に大きく変動する可能性があります。

(4)組織の状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)



- 事業経営の集中化・効率化を図るため、平成 5 年 4 月に宮崎市に設置した総合制御所から発電所を集中監視制御化し、発電所の無人化を行いました。その後、組織の見直し等により、効率化を図っています。
- 企業局人材育成基本方針に基づき、技術職員養成研修計画を定め、職員の能力向上に努めています。また、電気主任技術者などの資格取得を計画的に実施しています。
- 職員はすべて知事部局で採用され、概ね 3 年ごとに知事部局と企業局で人事交流が行われています。ただし、電気職・機械職の職員については、企業局内での異動も行われています。

- 公的年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、再任用職員が増加しています。

(将来の見通し)

- 少子高齢化や労働力の県外流出等により、職員の確保が困難となることが考えられます。
- 国では、定年が段階的に 65 歳まで引き上げられる方向で検討されており、職員の高年齢化がさらに進行する可能性があります。
- 現在の企業局内の有資格者の多くが 50 歳代であることから、技術力の維持や有資格者の確保が困難になる恐れがあります。
- AI や IoT などの ICT の進展により、保守管理の省力化が進む可能性があります。

(5) 地域貢献の状況

① 環境問題への取組

- 運転中に二酸化炭素を排出しない水力発電を通して、地球温暖化の防止に貢献しています。また、市町村に対してマイクロ水力発電等の開発に係る技術支援を行っています。
- ダム上流域の山腹崩壊等で発生する濁水対策として、選択取水設備の設置や濁水早期排除運転等により、濁水の長期化を抑え、下流域への影響を緩和しています。
- 渇水時には、関係部局や地元市町村、利水者等と連携し、適切にダム水位運用を行うことにより、渇水の影響緩和に努めています。
- 平成 18 年度から「緑のダム造成事業」を行い、ダム上流域の未植栽地を水源かん養機能の高い森林として整備し、安定的な電力供給に資するとともに、地球温暖化防止や山林崩壊防止、濁水防止など、環境保全に貢献しています。

② 県政への貢献

- 多目的ダム管理負担金（ダムの設備増強費等）や国有資産等所在市町村交付金などとして、毎年概ね 15 億円以上の知事部局等への財政貢献を行っています。
- 平成 28~30 年度は、地方創生の推進をはじめとする地域活性化の取組を重点的に展開するため、知事部局に県営電気事業みやざき創生基金が設

置され、年度当たり 10 億円、合計 30 億円を繰り出しています。

- 平成 24 年度から、県の試験研究機関が実施する再生可能エネルギーなどに関する研究・調査に対し助成を行い、地域貢献や県内産業の振興に寄与しています。

(6)情報発信や P R

- 平成 11 年度から企業局の発電所がある地元の小学生等を対象として、発電所施設見学ツアーを実施し、企業局の事業について理解を深めてもらうとともに、水力発電の仕組みなど社会教育の一環としても活用されています。
- ホームページに職員ブログを掲載し、業務の内容を紹介するとともに、SNS を活用しイベントなどの情報を発信しています。
- 平成 30 年度から 2 年計画で、地域防災力向上支援事業として、水力発電所が所在する 10 市町に対して防災グッズを贈呈しました。
- 企業局庁舎の 1 階ギャラリーに事業の内容を紹介するパネル等を展示するとともに、ギャラリー及び県電ホールを一般に開放し、県民の芸術活動や地域活動の場の提供・支援を行っています。

(将来の見通し)

- 気候の変動により洪水や渇水、集中豪雨等による濁水発生等の頻度が増し、環境への取組はより重要性を増すと考えられます。
- 高齢化社会の到来により社会保障費の伸びが大きくなるなど財政需要が増大する中、県政に対する企業局の役割はより重要になります。
- 企業局が事業を円滑に推進していくうえで、情報発信の重要度はより高くなると思われます。

3 課題

(1) 経営的課題

- 発電所の大規模改良工事は、FIT 適用の有無によって収支が大きく変わることから、将来の経営に大きな影響を与える可能性があります。
- 渡川・綾第二発電所の大規模改良工事の実施期間中は、発電停止に伴う収入減や固定資産除却費などの費用の増加により、赤字決算が見込まれます。
- FIT 適用期間終了後は、それまでよりも大幅な収入の低下が見込まれることから、長期的な収支を見通して設備投資を検討する必要があります。
- 定期的に実施している水車発電機の精密点検費用が高騰しており、経営への影響が懸念されます。特に、出力規模が小さくて年間発電電力量が少ない発電所については、精密点検費用の比重が大きくなっています。
- 一般競争入札への移行や発電停止等により収入が不安定となり、安定した経営が難しくなる可能性があります。

(2) 設備的課題

- 発電施設や送電設備については、建設から 60 年以上を経過する設備があり、老朽化が進行していることから、供給に支障が生じることなどが懸念されます。
- 南海トラフ地震や台風の大型化、集中豪雨の頻発化など大規模災害への対策の重要性が高まっています。
- 現在の基本料金と従量料金からなる二部料金制が将来、完全従量制に移行する場合に備え、安定した発電ができる信頼性の高い設備を維持する必要があります。
- 降雨時等にダムへのアクセス道路の崩壊が頻発しており、ダム放流の安全性の確保が急務となっています。

(3) 組織的課題

- 経験年数の少ない職員が増加していることから、技術力の維持・向上や、事業を行う上で必要なダム水路主任技術者やダム管理主任技術者などの有資格者の確保が難くなっています。
- 通常業務に加え発電所の大規模改良工事を連続して行うことから、業務量の増加が懸念されます。
- 平成 31 年 4 月時点で 6 名の再任用職員が在籍しており、今後さらに増える見込みであることから、再任用職員の配置や役割等について検討して

いく必要があります。

- 職員の健康管理、長時間労働の是正、職場環境の改善など、働き方改革を進めていく必要があります。

(4) 地域貢献へのより一層の取組

- 濁水の長期化抑制など河川環境を保全するため、関係部局等と連携した対応が必要となっています。
- 今後厳しさが増してくる県財政に対して、企業局としてより効果的な貢献を行っていくことが必要です。
- 県民の企業局に対する認知度をさらに高めてくため、積極的な情報発信や新たな貢献策を積極的に進めていく必要があります。

4 経営の基本方針

老朽化した発電所の計画的な更新と電力の安定供給を通じて、持続可能な社会構築や経済の振興、県民の福祉増進に貢献します。

- 本計画の期間内に、複数の老朽化した発電所の大規模改良工事を実施することとしており、これらを的確に行うことによって、電力の供給基盤の強化を図り、持続可能な社会の構築に寄与します。
- 安定した経営のもとで、事業で得た収益等を県政や県民に効果的に還元することにより、経済の振興や福祉の増進に貢献します。



酒谷発電所と日南ダム



平成 30 年度緑のダム造成事業植樹祭

5 戦略

戦略Ⅰ 電力システム改革等に対応した経営基盤の強化

(1)老朽化した発電所の大規模改良工事等による安定した収益の確保

- 老朽化した発電所の大規模改良工事を計画するに当たっては、発電電力量アップ等による増収を図るほか、FIT制度見直しの動向も見ながら、工事の実施時期、内容、必要性等について検討します。
- 発電所の大規模改良工事に伴い発生する赤字額を抑制するため、安全面を考慮した上で、関係機関との調整を行い工程の短縮を図ります。
- 水車発電機精密点検等の大規模点検について、設備の状態や費用等を考慮した上で、点検内容や周期の延伸などの検討を行います。また、工事費高騰を抑えるため、より効率的かつ適正な入札方法を検討します。
- 年度ごとの収入の増減を考慮し、安定した経営が行えるよう、長期的な視点に立った工事計画や積立等の財政計画を策定します。
- 知事部局など関係機関と協力しながら効率的な水位運用や、計画的な停止作業を行い、日々の発電電力量の増加を図ります。

(2)コストダウンの推進

- 発電所ごとの原価を把握した上で、採算性の悪い発電所についてはより一層のコスト削減や、将来的な施設規模の縮小等を含め検討します。
- 大規模な設備投資は、減価償却費等の後年度負担も多額となることから、特にFIT収入期間終了後の収支状況も視野において検討を行います。

(3)新たな売電方法への適切な対応

- 九州電力との長期基本契約が終了した後の売電方法について、他県の動向等も見ながら検討を行います。
- 非化石価値などの新しい価値については、制度設計や市場動向を見極めながら、収入の増加につながるよう対応していきます。

(4)新規開発の取組

- 関係機関と連携しながら、再生可能エネルギーの開発調査を行うとともに、採算性の見込まれる地点については、導入に向けて取り組みます。

戦略II 老朽化した発電所等の計画的な更新による信頼性・安全性の向上

(1)老朽化した発電所の大規模改良工事等の的確な実施

- 建設からの経過年数や機器の状態、これまでの改良工事の実施状況を踏まえ、発電所の大規模改良工事等を的確に実施します。
- FIT を効果的に活用することによって、適切な大規模改良工事を実施します。

(2)計画的な設備の更新

- 将来 10 年間の工事計画を策定し、長期的視点に立ちながら、計画的に改修を実施します。
- 送配電事業者と共に用いている送電設備については、送配電事業者との協議を踏まえた更新計画を策定します。

(3)電力の安定供給の維持

- 保安規程に基づき、発電施設の巡視・点検・停止作業等を適切かつ効率的に行うことにより、電力の安定供給を維持します。
- AI や IoT など、最新の技術を導入することにより、事故を未然に防止するなど信頼性の向上と保守の高度化を検討します。

戦略III 大規模災害等におけるリスク対策の充実強化

(1)大規模災害への的確な対応

- ダムの耐震照査など、公衆災害リスクの高い設備の把握や整理を行い、必要に応じてリスクの低減に向けた対策を検討します。
- 発電所や企業局庁舎などを、発生の可能性がある災害に備え、これに耐える強い施設に改修します。

(2)ダム放流の安全性確保

- 安全なダム放流体制を確保するため、適切な組織体制を保持することに加えて、アクセス道路の整備、ダム改造工事などを検討します。

(3)危機管理体制の充実強化

- 定期的な訓練等を実施し、職員の危機意識の向上を図ります。
- 訓練の結果等を踏まえ、危機管理体制マニュアルや BCP の整備や適切な見直

しを行います。

- 電力広域的運営推進機関の電気供給指示等に的確に対応し、災害時の電力安定供給に協力します。

戦略IV 適切な人材育成や組織体制の確立等

(1) 計画的な人材育成

- 企業局人材育成基本方針に基づいて、技術職員養成研修計画を定め、技術力向上や専門知識習得を図ります。
- ダム水路主任技術者やダム管理主任技術者など有資格者は、出向や退職などの変動を見越して、計画的に養成・確保を行います。
- 再任用職員の参画によるOJT等を活用して、技術の継承に取り組みます。

(2) 状況に応じた組織体制の確立等

- 大規模改良工事などの業務量の増加や再任用職員の増加に対応するため、適正な組織体制や職員の配置を検討し、必要な見直しを行います。
- 必要に応じて業務の外部委託等を検討し、職員の負担軽減や業務の効率化を進めます。
- 企業局ワーク・ライフ・バランス推進委員会により、職員の働き方の状況確認や、改善に向けた具体的な取組事項の決定、進捗状況の確認を行うなど、働き方改革を効率的かつ効果的に推進していきます。
- AIやIoTなどのICTを活用して、保守の省力化を検討します。

戦略V 積極的な地域貢献や情報発信の推進

(1) 企業局の事業内容を踏まえた地域貢献の推進

- 事業運営に必要な資金を確保した上で、健全な経営を前提として、県政や地域への効果的な貢献策を、知事部局や市町村と連携しながら検討します。
- 河川環境保全等について、関係部局や市町村等と連携し、積極的に推進します。
- 県内企業や公共施設等への電力供給や地域新電力への売電など、地産地

消に向けた取組を検討します。

- 引き続き市町村への水力開発に係る技術支援を行っていきます。

(2)県民等の理解促進及びPR

- ホームページやSNSを活用して、積極的に情報発信を行います。
- 発電所施設見学ツアーや施設見学を継続して実施します。

6 投資・財政計画

(1) 10年間の計画

①前提条件

(収入)

- ・FIT適用発電所を除く発電所の売電単価は8.20円/kWhと想定しています。
- ・FIT適用となる発電所については、渡川発電所14円/kWh(令和4年度から令和24年度)、綾第二発電所20円/kWh(令和7年度から令和27年度)としています。
- ・FIT適用となる発電所の供給電力量は、渇水や故障などのリスクを考慮し、目標の95%となる年間142百万kWhとっています。

(支出)

- ・改良及び修繕工事費、委託費、減価償却費等は令和元年度に策定した10年間の工事計画を基にしています。
- ・人件費等の費用については、直近3か年の実績等を基に算出しています。

②投資計画

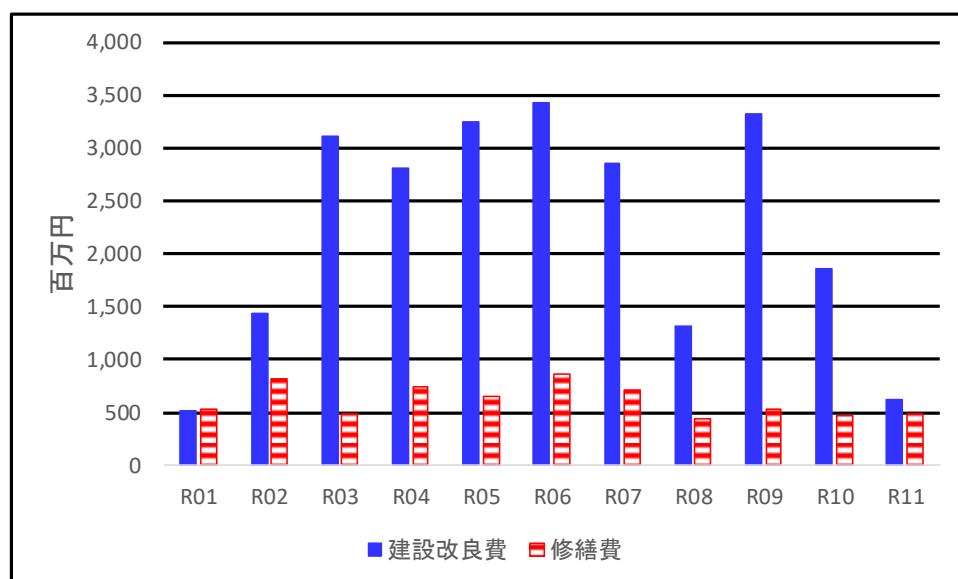


図 6 投資計画

(期間中の主な工事)

年度	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
渡川PS大規模改良											
綾第二PS大規模改良											
綾第一PS大規模改良											
岩瀬川PS大規模改良											

③収益的収支

- ・渡川発電所や綾第二発電所の大規模改良工事に伴う発電停止や、固定資産除却費等の費用増により、令和2年度から6年度は赤字が見込まれます。
- ・その後は、FITの適用を受ける渡川発電所と綾第二発電所が発電を開始するため、黒字が見込まれます。

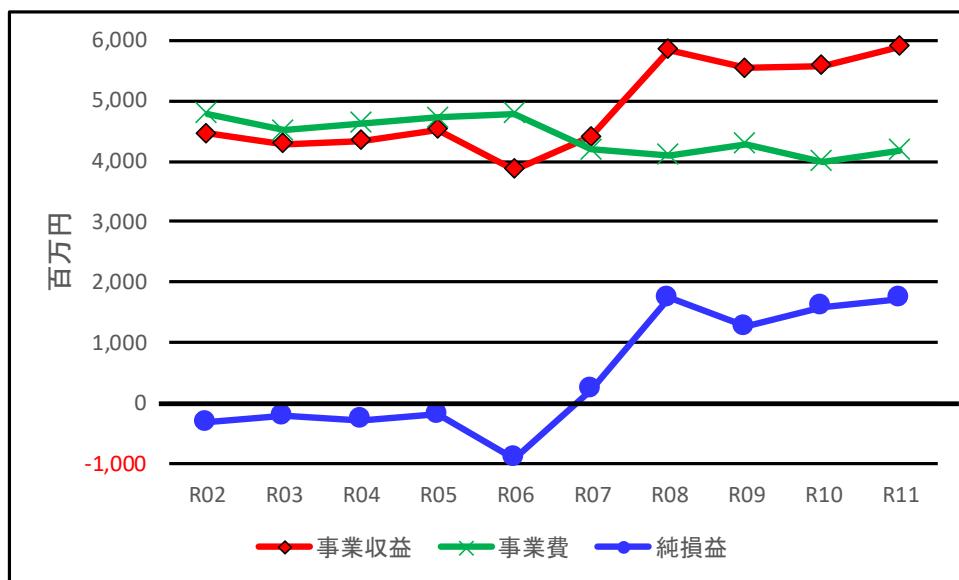


図 7 収益的収支

④資本的収支

- ・資本的収入については、工業用水道会計や地域振興事業会計からの貸付金返還金を見込んでいます。
- ・資本的支出については、償還計画に基づく企業債償還金、工事計画に基づく建設改良費等を見込んでいます。

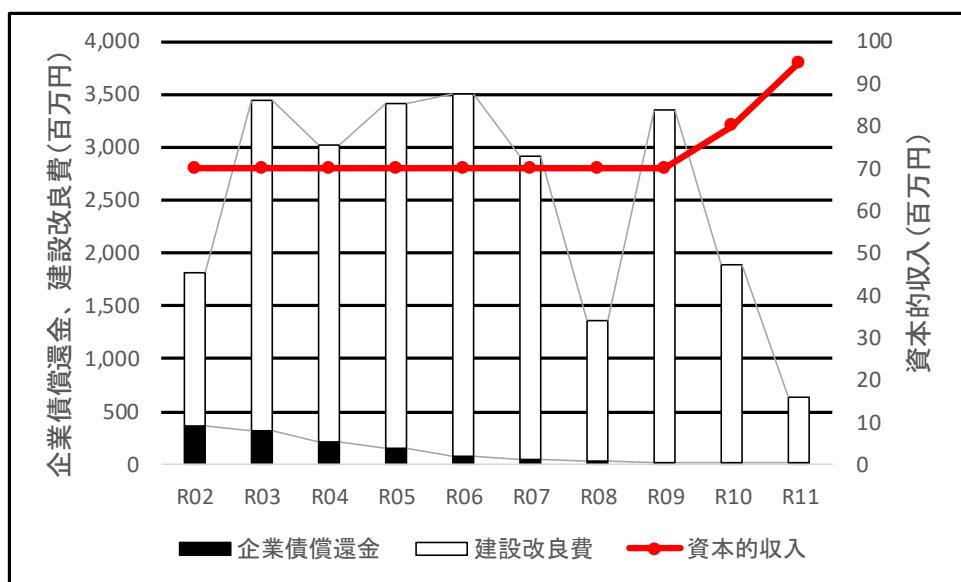


図 8 資本的収支

⑤内部留保資金

- ・建設改良積立金については、利益の一部を積立て、綾第二発電所や綾第一発電所の大規模改良事業の費用として、取り崩します。
- ・地方振興積立金には利益の一部を積み立てます。

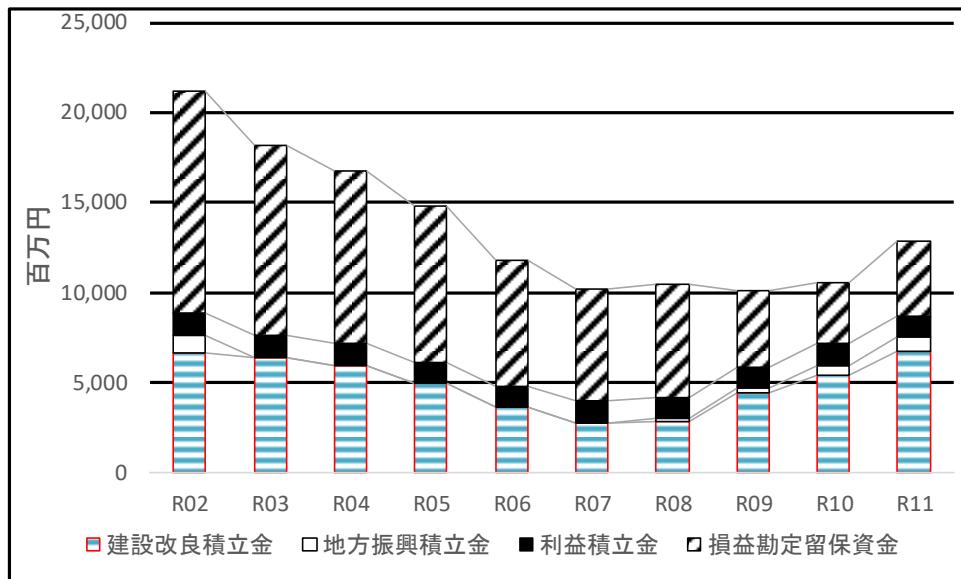


図 9 内部留保資金

⑥借入金（建設改良企業債）残高

- ・借入金については、新たな借入れは行わず、償還計画に基づき、令和 12 年度に償還を完了する予定です。

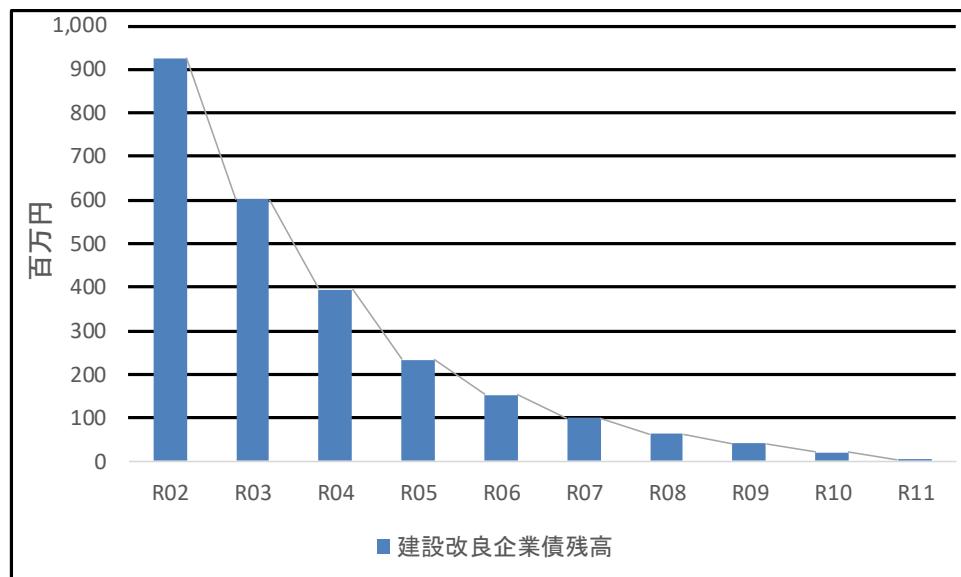


図 10 借入金（建設改良企業債）残高

（2）将来 30 年間の見通し

①前提条件

（収入）

- ・FIT 適用発電所を除く発電所の売電単価は 8.20 円/kWh と想定しています。
- ・FIT 適用となる発電所については、渡川発電所 14 円/kWh（令和 4 年度から令和 24 年度）、綾第二発電所 20 円/kWh（令和 7 年度から令和 27 年度）としています。
- ・FIT 適用となる発電所の供給電力量は、渇水や故障などのリスクを考慮し、目標の 95% となる年間 142 百万 kWh としています。

（支出）

- ・改良及び修繕工事費、委託費、減価償却費等は令和元年度に策定した 10 年間の工事計画を基にしています。
- ・人件費等の費用については、直近 3 か年の実績等を基に算出しています。

ケース	考え方	期間中の工事費(億円)	
		改良	修繕
ケース A	見込まれる工事等を最大限盛り込み、費用が最も多くなるケース	652	189
ケース B	現行工事計画の考え方で見込んだケース	555	190
ケース C	現行設備を可能な限り維持し、費用が最も少なくなるケース	481	196

(想定している主な工事)

ケース A

年度	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
古賀根橋ダム改造工事																															
渡川IPS大規模改良																															
綾第二PS大規模改良																															
綾第一PS大規模改良																															
岩瀬川IPS大規模改良																															
立花PS水車機器一括更新																															
三財PS水車機器一括更新																															
祝子PS水車機器一括更新																															
渡川線鉄塔建替																															
三財線鉄塔建替																															

ケース B

年度	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
渡川IPS大規模改良																															
綾第二PS大規模改良																															
綾第一PS大規模改良																															
岩瀬川IPS大規模改良																															
立花PS水車機器一括更新																															
三財PS水車機器一括更新																															
祝子PS水車機器一括更新																															
渡川線鉄塔一部建替																															
三財線鉄塔一部建替																															

ケース C

年度	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
渡川IPS大規模改良																															
綾第二PS大規模改良																															
綾第一PS大規模改良																															
岩瀬川IPS大規模改良																															

②純損益の推移

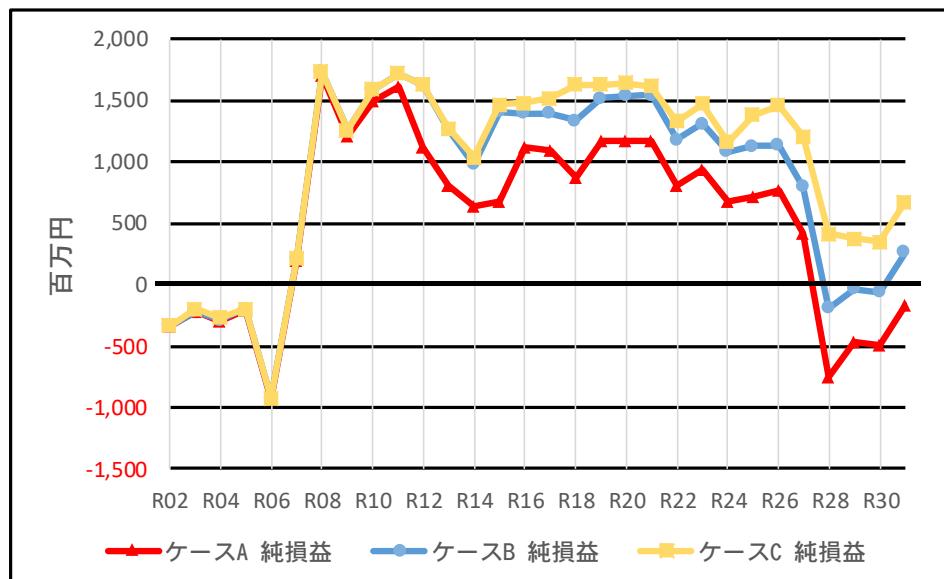


図 11 純損益の推移

- 令和 7 年度から令和 27 年度までは、綾第二発電所が FIT 適用を受けることから、利益を計上します。
- 令和 28 年度以降は一時的に収支が悪化しますが、綾第二発電所の減価償却の終了等により改善する見込みです。
- ケースの違いにより、純損益には、最大 12 億円の幅が見込まれます。
- 渇水や故障による発電電力量の減少に伴い、収入が減少するリスクや、社会経済情勢の変化により、収益が変動するリスクがあります。

7 公営企業として実施する必要性

- 本県の貴重な財産である豊富な水資源を県自ら活用することにより、県民に貢献していくことは、地方公営企業の重要な役割です。
- これまでに、電気事業の利益の積立による地方振興積立金を活用した県財政への支援をはじめとして、多目的ダム管理費の分担や、緑のダム造成事業による地域貢献など県民の福祉の増進に寄与してきました。
- 企業局が発電に利用している多目的ダムでは、水位運用によって、洪水に備えた治水容量の確保など河川管理者が行う事業に協力しています。
- こうしたダム水位の運用は、河川管理者や他の利水者等との緊密かつ迅速な連携が必要であるため、民間事業者より企業局の方がより効率的に実施することができます。
- エネルギーの地産地消の観点から、将来的には、ベース電源として地域のエネルギー会社を支えていく役割を担います。

第4章 工業用水道事業

1 施設の概要

(1) 事業形態等 (平成31年4月1日現在)

- 工業用水道事業は、日向延岡地区新産業都市の細島工業団地に、工業用水を供給する目的で建設に着手し、昭和39年10月から給水を開始しています。
- 平成31年4月現在13社の企業に給水しており、低廉な料金で安定的に工業用水を供給することで、県北地域の産業振興の一翼を担っています。

法適用の区分	全部適用		
供給開始年月日	昭和39年10月20日	契約水量	98,180 m ³ /日
給水先事業所数	13	一日平均配水量	60,042 m ³

(2) 施設概要

水源	二級河川耳川表流水		
施設数	浄水場設置数	1 管路延長	送水管 9.3km
	配水池設置数	1	配水管 2.7km



図 12 施設概要

取水口取水能力	m^3 ／日	267,500	
給水能力	m^3 ／日	125,000	
取水隧道長	m	176	L=175.82m W=1.70m H=1.70m
沈砂池容量	m^3	1,150	L=41.65m W=5.85m H=4.72m
沈殿池処理能力	m^3 ／時	5,600	高速凝集沈殿池（4池） A=21.50m×21.50m H=4.30m(1池当たり)
調整池容量	m^3	850	L=18.00m W=13.50m H=3.50m
調圧井容量	m^3	190	
送水管総延長	m	9,333	
隧道長	m	4,918	W=1.70m H=1.70m
管路長	旧管	m	4,415 ϕ 1,200
	新管(改築)	m	4,322 ϕ 900 旧管に併設
配水池容量	1・2号池	m^3	(2池) 5,109 V=19.50m×26.20m×5.00m(1池当たり)
	3号池	m^3	19,129 L=89.70m W=48.50m H=5.00m
配水管総延長	旧管	m	2,705 ϕ 1,000～ ϕ 1,500
	新管(改築)	m	2,667 ϕ 400～ ϕ 800 旧管に併設
導水ポンプ		kW	125×2台
		kW	240×1台
送水ポンプ		kW	90×2台
		kW	170×1台

(3)料金

- 昭和50年度から契約水量に対して基本料金を適用する責任水量制を採用しています。
- 契約水量のうち使用しない水量（未達水量）については、一部減免を行っています。
- 全国の工業用水道事業者の平均給水料金は22.6円（平成31年4月）となっており、本県は全国的に見ても低廉な料金となっています。

(これまでの料金改定の状況)

改定年月日	基本料金	特定料金	超過料金
昭和52年4月1日	8.0円／ m^3	8.0円／ m^3	16.0円／ m^3
昭和56年4月1日	10.0円／ m^3	10.0円／ m^3	20.0円／ m^3
平成13年4月1日	10.4円／ m^3	10.4円／ m^3	20.8円／ m^3

2 現在の事業環境と今後の見通し

(1) 事業を取り巻く情勢

- 工業用水を供給している細島工業団地は、東九州自動車道の北九州～宮崎間の開通や細島港のコンテナターミナルの整備充実、国際物流ターミナルの整備などが進み、物流拠点としての機能が向上しています。
- 細島工業団地は、総面積 313.2ha のうち 90% を超える 290.8ha が立地済みとなっていますが、未立地・分譲中の土地もあることから、物流拠点としての機能向上により新規立地が進む可能性もあります。
- 一方で、産業構造の変化や水リサイクル利用の拡大等に伴い、工業用水の需要が減少する可能性や、工場が撤退する可能性もあります。

(将来の見通し)

- 道路網や細島港の整備により、細島工業団地への新規企業立地も期待されます。
- 産業構造の変化等により、工業用水需要が減少する可能性もあります。

(2) 施設の状況

- 工業用水道施設は昭和 39 年の運用開始後 55 年が経過しており、これまで計画的に改良工事や修繕工事を行うことにより信頼性を維持してきました。
- 一部の送水管など、これまで改修を行っていない設備については、今後改修を行う必要がでてきます。

(改良、更新工事の実施状況)

実施年度	内容
H8～12	工業用水道改築工事 <ul style="list-style-type: none">・新送水管敷設、新配水管敷設・沈殿池改修・計装装置取替・薬品注入設備設置・3号ポンプ用電動機取替
H17	災害復旧工事
H18	本復旧工事 <ul style="list-style-type: none">・電気室建設・受変電装置、ポンプ制御装置・遠方監視制御設備
H30～R2	高速凝集沈殿池設備更新工事

- これまで主要な施設について耐震診断を実施し、耐震基準に適合していない施設に対して耐震補強工事を実施してきました。

(耐震化工事の実施状況)

実施年度	内容
H20	配水池耐震補強工事
H21～22	浄水場施設耐震補強工事

(将来の見通し)

- 老朽化の進行により、給水に支障が生じるなどの問題が発生する可能性があります。
- AI や IoT などの ICT を活用した新たな保守管理手法の確立により、更新時期等を的確に把握できるようになる可能性があります。

(3) 経営状況

- 平成 26 年度までは給水能力日量 125,000 m³に対して、ほぼ 100% の契約水量となっていましたが、平成 27 年度にユーザーの契約水量と未達料金の見直しを行った結果、現在は契約水量が 98,180 m³で、契約率は 78.5% となっています。

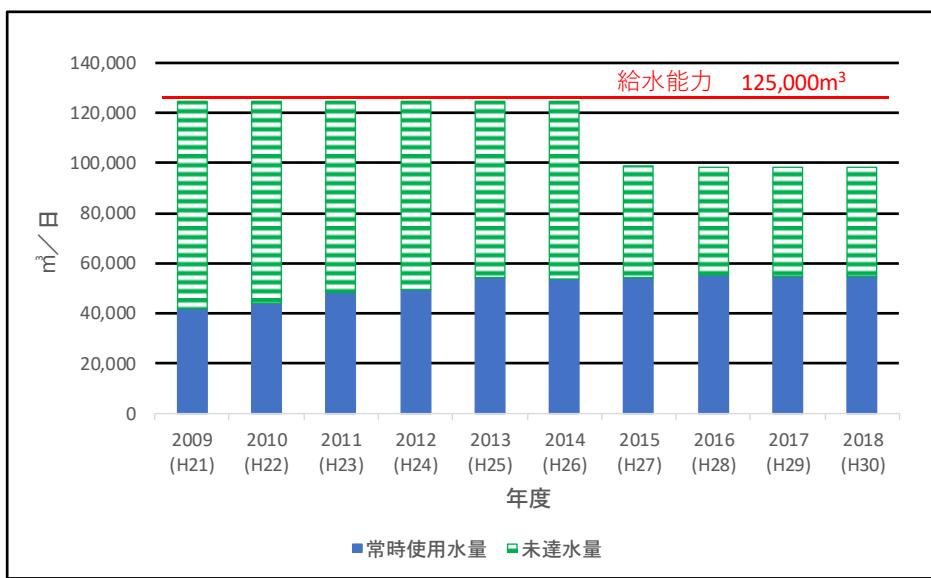


図 13 契約水量の推移

- 近年のユーザーの常時使用水量は日量 55,000 m³前後、契約水量に占める常時使用水量の割合（実給水率）は 55% で推移しており、契約水量と実

給水量に乖離がある状況が続いています。

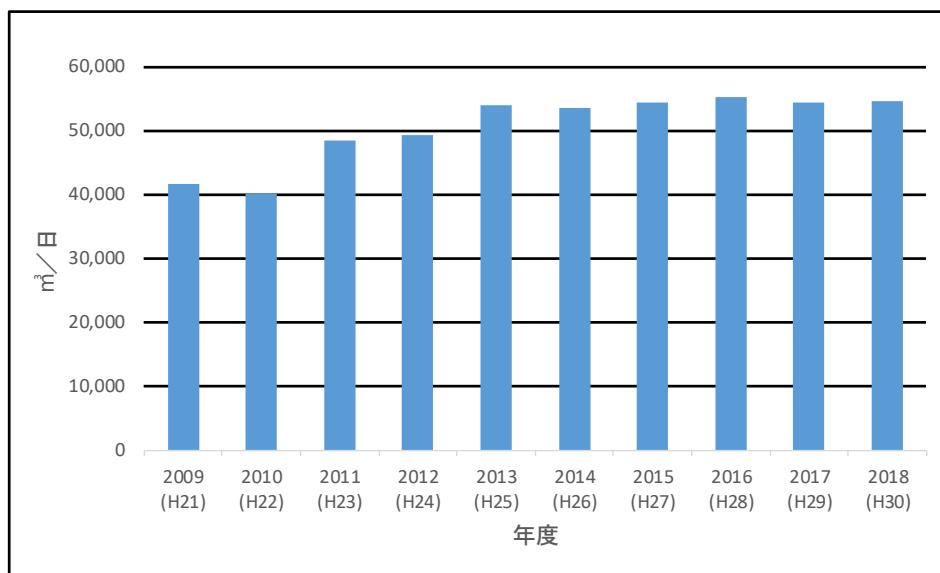


図 14 常時使用水量の推移

- 最近 10 年間の純利益は概ね 8 千万円前後で推移しており、安定した経営を維持しています。
※ 平成 26 年度は公営企業会計制度の見直しにより、一時的に 5 億円以上の利益を計上しました。

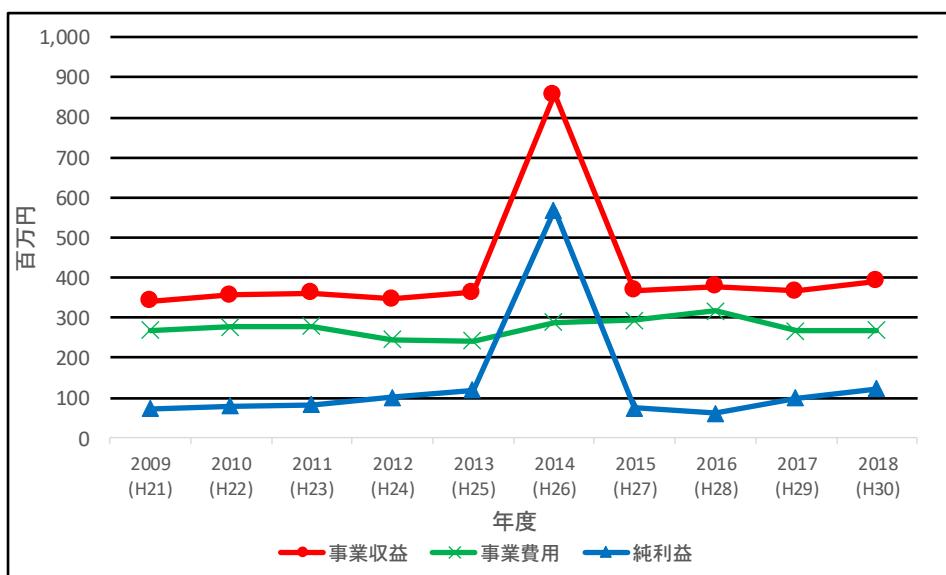


図 15 収益的収支の状況

- 借入金は、事業開始後昭和 51 年度まで発生した赤字の補填のため、他会計等から借入を行っていたことなどによるもので、経営安定後は計画的

に償還しており、残高は平成 30 年度末で約 22 億円となっています。

- 内部留保資金については、近年は概ね横ばいで、平成 30 年度末で約 23 億円となっています。

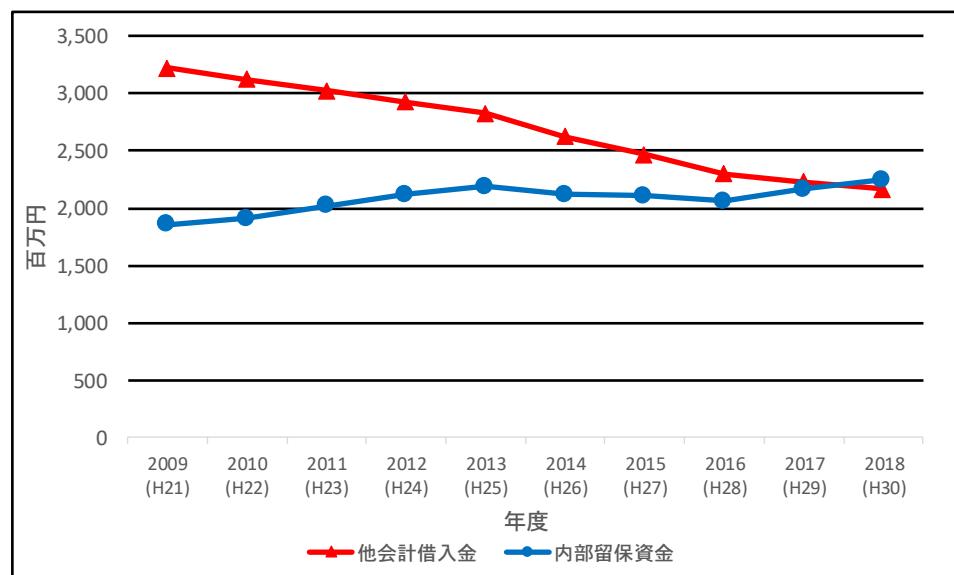
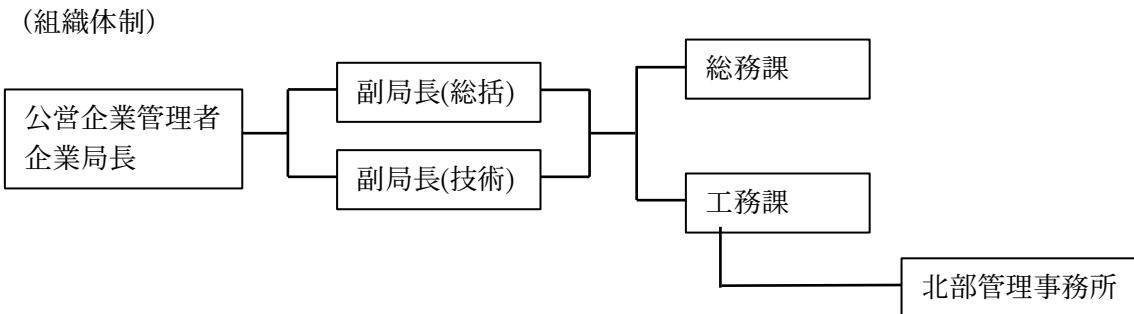


図 16 借入金残高と内部留保資金の推移

(将来の見通し)

- 短期的には、ユーザーの使用水量増加等により、常時使用水量が若干増加し、増収となる見込みです。
- 大規模な改良工事費の増加と他会計借入金償還により、今後は内部留保資金が減少する見込みです。
- 大規模な改良工事に伴う減価償却費の増加等の理由により、現行料金を継続した場合は、将来赤字になることが予想されます。
- ユーザー企業が新たに進出したり、撤退した場合には、契約水量等の変動が生じることになります。

(4)組織の状況



- 事業経営の集中化・効率化を図るため、平成5年4月に、宮崎市に設置した総合制御所からポンプ運転などを遠隔監視制御化しました。その後、組織の見直し等により、効率化を図っています。
- 企業局人材育成基本方針に基づき、技術職員養成研修計画を定め、職員の能力向上に努めています。また、電気主任技術者などの資格取得を計画的に実施しています。
- 職員はすべて知事部局で採用され、概ね3年ごとに知事部局と企業局で人事交流が行われています。ただし、電気・機械職の職員については、企業局内での異動も行われています。

(将来の見通し)

- 少子高齢化や労働力の県外流出等により、職員の確保が困難となることが考えられます。
- 国では、定年が段階的に65歳まで引き上げられる方向で検討されており、職員の高年齢化がさらに進行する可能性があります。
- 技術力の維持や有資格者の確保が困難になる恐れがあります。
- AIやIoTなどのICTの進展により、保守管理の省力化が進む可能性があります。

(5)地域貢献等の状況

- 低廉な料金での工業用水供給により、県北地域の産業振興に寄与しています。
- 平成23年度から日向市の小学生を対象に、工業用水道やユーザー企業の工場を見学する工業用水道施設見学ツアーを実施し、企業局の事業について理解を深めてもらうとともに、工業用水道の仕組みなど社会教育の一

環としても活用されています。

- ホームページに職員ブログを掲載し、業務の内容を紹介するとともに、SNSを活用しイベントなどの情報を発信しています。
- 企業局庁舎の1階ギャラリーに事業の内容を紹介するパネル等を展示するとともに、ギャラリー及び県電ホールを一般に開放し、県民の芸術活動や地域活動の場の提供・支援を行っています。

(将来の見通し)

- 今後も引き続き、できるだけ低廉な料金を維持することにより、県北地域の産業振興に寄与していくことが期待されています。
- 企業局が事業を円滑に推進していくうえで、情報発信の重要度はより高くなると思われます。

3 課題

(1) 経営的課題

- 今後の設備更新、改修工事に多額の費用が見込まれることから、収支の悪化が懸念されます。
- 日量 20,000 m³以上の未売水があることや、実給水量と契約水量の大きなかい離があることから、給水量の拡大を図る必要があります。
- 他会計等からの借入金が約 22 億円（平成 30 年度末）あることから、毎年度の利益を確保することにより早期に返済を進める必要があります。

(2) 設備的課題

- 建物や構築物は、一部耐震化が図られているものの、給水を開始した昭和 39 年から 55 年が経過したものが多く、老朽化していることから、給水に支障が生じることなどが懸念されます。
- 南海トラフ地震発生の可能性が高まっており、耐震対策が行われていない設備の再点検が必要です。
- 施設の老朽化や土砂災害、地震などにより、漏水事故等が発生した際の対応を検討する必要があります。

(3) 組織的課題

- 経験年数の少ない職員が増加していることから、技術力の維持・向上や、事業を行う上で必要な電気主任技術者の確保が難しくなっています。
- 通常業務に加え、アセットマネジメントで策定した工事を実施していくことなどから、業務量の増加が懸念されます。
- 今後再任用職員の増加が見込まれることから、再任用職員の配置や役割等について検討していく必要があります。
- 職員の健康管理、長時間労働の是正、職場環境の改善など、働き方改革を進めていく必要があります。

(4) ユーザー企業等との連携

- 今後設備の更新や改修工事を予定していることから、ユーザー企業とさらなる緊密な連携を図る必要があります。
- 事業を円滑に進めていくため、ユーザー企業等への情報発信を積極的に進めていく必要があります。

4 経営の基本方針

工業用水の低廉な料金を維持しつつ、施設の健全性を保ちながら、県北地域の産業振興を支えます。

- 工業用水は、企業の生産活動にとって欠かすことのできないものであることから、老朽化対策など施設の健全性を保ちながら、安定的に低廉な料金で供給することにより、県北地域の産業振興を支えます。



浄水場



施設見学ツアー

5 戦略

戦略Ⅰ 効率的な設備投資と財源確保による経営基盤の強化

(1)給水量の拡大

- 県の企業立地を推進する部局との連携を図りながら、給水量の拡大に努めます。

(2)コストダウンの推進

- 設備の更新にあたっては、ユーザー企業の水需要に応じた適正な規模を検討します。
- アセットマネジメント実施後に策定する工事計画を基に、国の補助金等を最大限活用しながら、効率的な設備投資を行います。
- 設備の更新に当たっては、省エネルギー機器の導入等を検討し、総合的にコストダウンを図ります。

(3)安定経営の維持

- 将来にわたり、事業を継続的かつ安定的に行うため、適切なコストダウン対策を講じた上で、必要に応じて料金の改定も検討します。
- 借入金の返済を計画的に行い、負債の圧縮に努めます。

戦略Ⅱ 設備の計画的な更新・維持補修による健全性の保持

(1)計画的な更新による設備の信頼性向上

- 施設の老朽化や地震対策を念頭にアセットマネジメントを実施し、これに基づき適切な工事計画を立て、確実に工事を行います。
- 工事計画策定に当たっては、投資効果と費用を見極めながら最適な計画を検討します。

(2)工業用水の安定供給の維持

- AI や IoT などの ICT を活用し、事故を未然に防止するなど保守の高度化を検討します。
- 給水停止や漏水発生などの緊急時に備え、緊急送水対策や民間協力会社との連携体制を検討します。

戦略Ⅲ 大規模災害等におけるリスク対策の充実強化

(1) 災害に強い設備の構築

- 一部の水管橋など、耐震対策が未了の設備に対して早急に耐震診断を行い、必要に応じて計画的に対策を講じます。

(2) 危機管理体制の充実強化

- ユーザー企業や民間協力会社との連携を図り、障害の迅速な復旧や被害拡大の防止に努めます。
- 定期的な訓練等を実施し、職員の危機意識の向上を図ります。
- 訓練の結果等を踏まえ、危機管理マニュアルや BCP マニュアルの見直しを行います。

戦略Ⅳ 適切な人材育成や組織体制の確立等

(1) 計画的な人材育成

- 企業局人材育成基本方針に基づき研修計画を策定し、職員の技術力の向上や専門知識の習得を図ります。
- 事業を行う上で必要な電気主任技術者の養成・確保を行います。
- 再任用職員の参画による OJT 等を活用して、技術の継承に取り組みます。

(2) 状況に応じた組織体制の確保等

- 必要に応じて業務の外部委託を検討するなど、適切な組織体制の構築を検討します。
- 企業局ワーク・ライフ・バランス推進委員会により、職員の働き方の状況確認や、改善に向けた具体的な取組事項の決定、進捗状況の管理を行うなど、働き方改革を効率的かつ効果的に推進していきます。
- AI や IoT などの ICT を活用し、保守の効率化や省力化を検討します。

戦略Ⅴ ユーザー企業等との緊密な連携

(1) 情報共有体制の整備

- 事故時等の緊急連絡体制の整備や定期的な訓練を行います。
- 老朽化した設備の更新・改修は、ユーザー企業の理解と協力を得ながら

実施します。

- ユーザー企業の意見等を聴取し、経営情報を積極的に公開するため
に、経営状況説明会を定期的に開催します。

(2)施設見学ツアー等での協力と県民等へのPR

- ホームページやSNSを活用して、積極的に情報発信を行います。
- 工業用水道施設見学ツアー等の施設見学を継続して実施します。

6 投資・財政計画

(1) 10年間の計画

①前提条件

(収入)

- ・令和元年8月にユーザー企業から提出された、工業用水使用計画書等に基づき、給水量を算定しています。
- ・料金体系は現行どおりとしています。

(支出)

- ・改良及び修繕工事費、委託費、減価償却費等は令和元年度に策定した10年間の工事計画を基にしています。
- ・人件費等の費用については、直近3か年の実績等を基に算出しています。

②投資計画

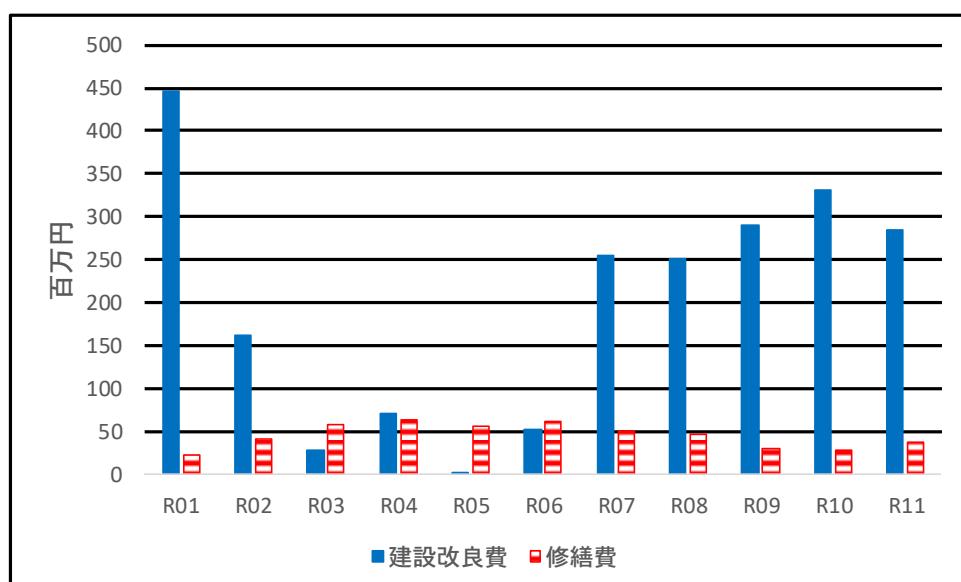


図 17 投資計画

(期間中の主な工事)

年度	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
高速凝集沈殿池改良											
9号送水管更新											
送水管(旧管)改修											

③収益的収支

- ・高速凝集沈殿池更新が順次完了し、減価償却費が増加することから、今後令和6年度までは赤字を計上する見込みです。

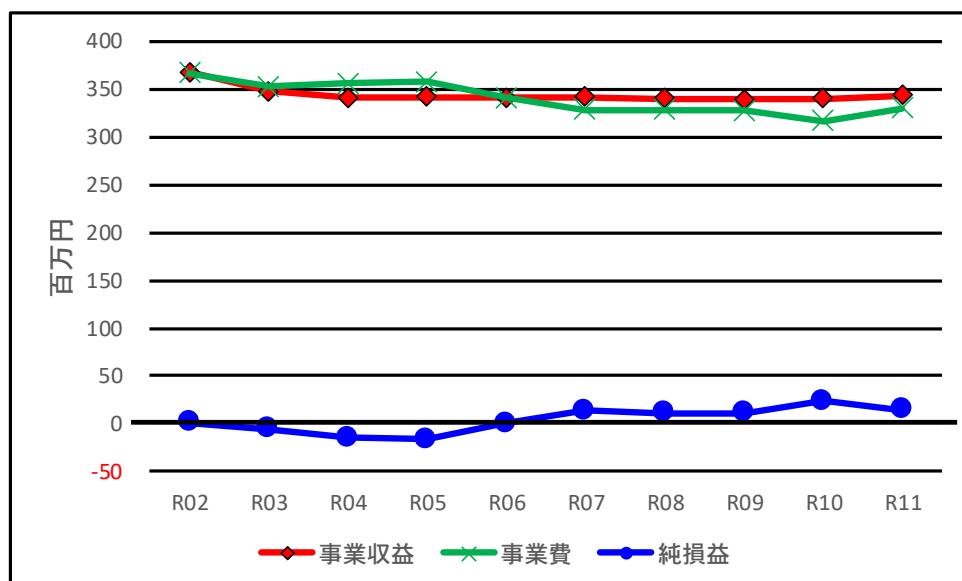


図 18 収益的収支

④資本的収支

- ・資本的収入については、他会計等からの借入れを予定しています。
- ・資本的支出については、償還計画に基づく企業債償還金、工事計画に基づく建設改良費等を見込んでいます。

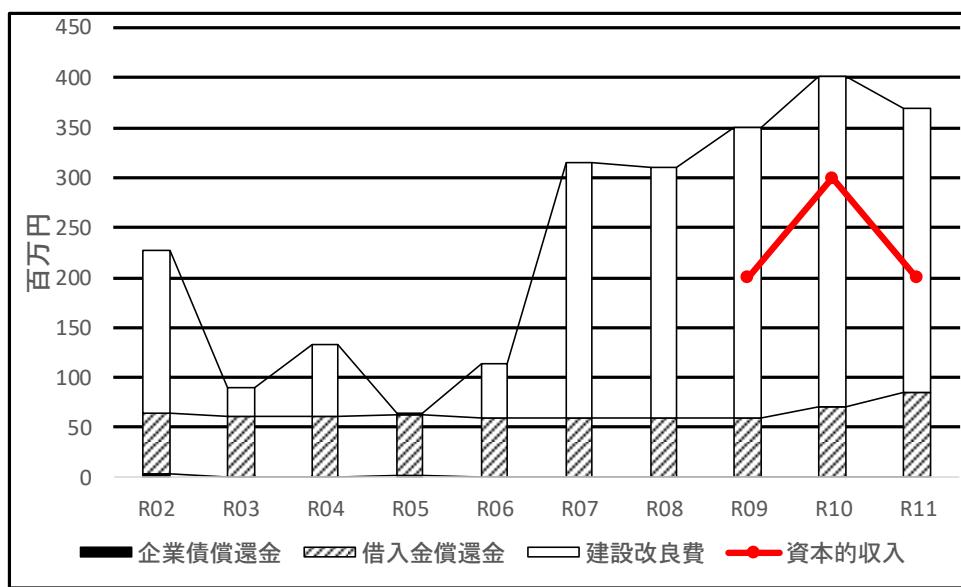


図 19 資本的収支

⑤内部留保資金

- ・建設改良積立金については、令和 7 年度から 9 年度に予定している 9 号送水管更新の費用に充て、令和 8 年度までに全額を取り崩します。
- ・借入金償還積立金については減少し、令和 11 年度末で、残高がなくなる見込みです。
- ・利益積立金は、現行積立額を維持し令和 11 年度末で 65 百万円となります。

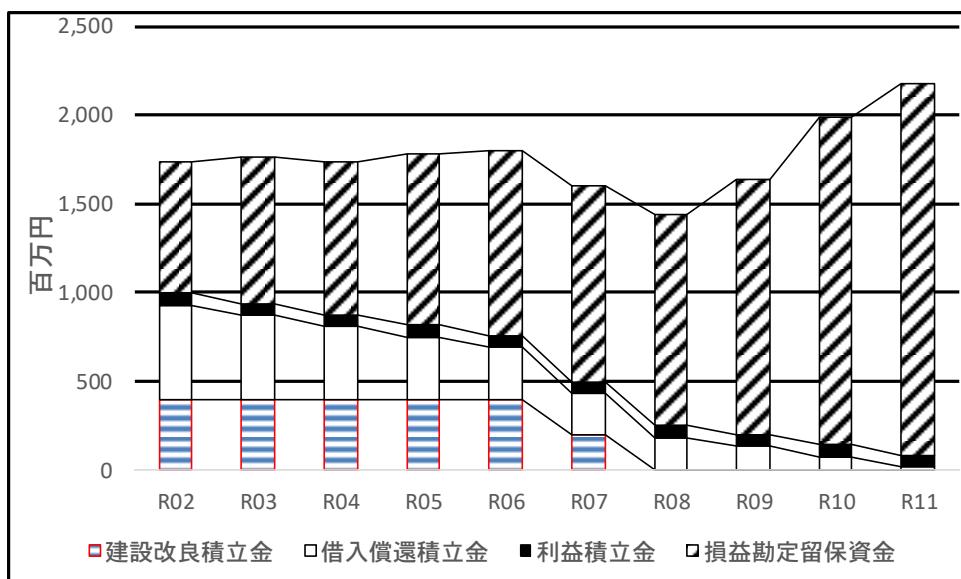


図 20 内部留保資金

⑥借入金残高

- 送水管（旧管）改修等の多くの改良工事を実施するため、資金が不足する懼れがあることから令和9年度から13年度にかけて他会計等からの新たな借入れを予定しています。

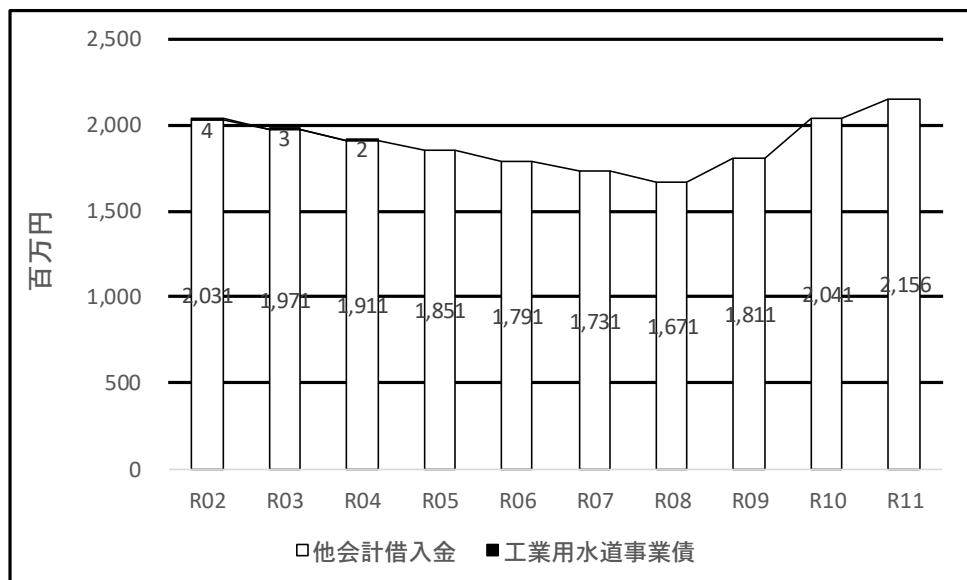


図 21 借入金残高

(2) 将来30年間の見通し

①前提条件

(収入)

- 令和元年8月にユーザー企業から提出された、工業用水使用計画書等に基づき、給水量を算定しています。
- 料金体系は現行どおりとしています。

(支出)

- 改良及び修繕工事費、委託費、減価償却費等は令和元年度に策定した10年間の工事計画を基にしています。
- 人件費等の費用については、直近3か年の実績等を基に算出しています。

ケース	考え方	期間中の工事費(億円)	
		改良	修繕
ケース A	将来の水需要の増加に備えるため、見込まれる工事等を最大限盛り込み、費用が最も多くなるケース	44	13
ケース B	現行工事計画の考え方で見込んだケース	41	13
ケース C	設備の改修範囲を狭めたり、先延ばしを行い、費用が最も少なくなるケース	34	13

(想定している主な工事)

ケース A

年度	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
高速凝集沈殿池改良						■																												
9号送水管更新							■	■																										
送水管(旧管)改修									■	■	■																							
配水管(旧管)改修												■	■																					
4号導水ポンプ新設																				■	■													
4号送水ポンプ新設																				■	■													
1号導水ポンプ取替																■																		
2号導水ポンプ取替															■																			
3号導水ポンプ取替																■																		
1号配水ポンプ取替																■																		
2号配水ポンプ取替															■																			
3号配水ポンプ取替															■																			

ケース B

年度	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
高速凝集沈殿池改良						■																												
9号送水管更新							■	■																										
送水管(旧管)改修									■	■	■																							
配水管(旧管)改修											■	■																						
1号導水ポンプ取替															■																			
2号導水ポンプ取替															■																			
3号導水ポンプ取替															■																			
1号配水ポンプ取替															■																			
2号配水ポンプ取替															■																			
3号配水ポンプ取替															■																			

ケース C

年度	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
高速凝集沈殿池改良																															
9号送水管更新																															
送水管(旧管)改修																															
配水管(旧管)改修																															
1号導水ポンプ取替																															
2号導水ポンプ取替																															
3号導水ポンプ取替																															
1号配水ポンプ取替																															
2号配水ポンプ取替																															
3号配水ポンプ取替																															

②純損益の推移

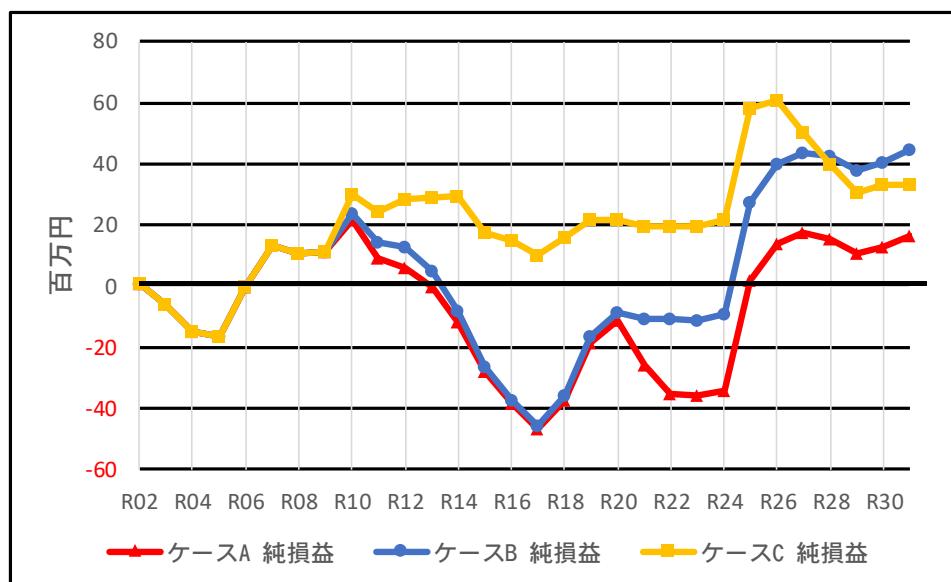


図 22 純損益の推移

- 各ケースの費用の大小に連動して、純損益も増減します。
- 高速凝集沈殿池更新が順次完了し、減価償却費が増加することから、今後令和6年度までは赤字を計上する見込みです。
- ケースA,Bでは、改良工事の実施により、減価償却費が増加することから、令和13年度から令和24年度にかけて赤字を計上する見込みです。

第5章 地域振興事業

1 施設概要

(1)事業形態等（平成31年4月1日現在）

- 地域振興事業は、県民が健康づくりのために気軽に利用できる施設として、新富町の一つ瀬川河川敷を利用してゴルフコースなどを整備したものです。
- 平成18年度から指定管理者制度を導入しており、現在、第4期の指定管理者である株式会社モリタゴルフが管理運営を行っています。

法適用の区分	全部適用	事業開始年度	平成2年11月
事業の種類	ゴルフ場の運営	施設名	一つ瀬川県民スポーツレクリエーション施設
指定管理者	株式会社 モリタゴルフ		
指定管理期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）		

(2)施設一覧

サービスセンター	鉄筋造3階建て ロビー、フロント、売店、事務所、シャワー室、 レストラン、厨房、管理員詰所、倉庫、薬品庫、 トイレ、洗面所
ゴルフコース	パブリック18ホール（パー70） サマーグリーン 5,651ヤード ウィンターグリーン 5,672ヤード

(3)料金形態

- ゴルフ場利用料金は、宮崎県一つ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の規定に基づき、条例の定める金額の範囲内で指定管理者が定めています。

（条例で定める料金）

区分	1人18ホールにつき
月曜日から金曜日まで (休日は除く。)	3,232円 (65歳以上の者にあっては、2,520円)
土曜日、日曜日及び休日	5,359円

※ 令和元年10月1日改定、消費税を含む。

2 現在の事業環境と今後の見通し

(1) ゴルフ場運営を取り巻く情勢

- 人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化などにより、全国のゴルフ場利用者数は、特に若年層を中心として減少傾向にあります。
- 県内のゴルフ場も利用者減少傾向にあり、県内ゴルフ場利用者数は平成21年度の114万人から30年度は107万人に減少するとともに、ゴルフ場の施設数も平成21年の30箇所から27箇所に減少しています。
- 各ゴルフ場は、料金サービスや各種コンペ実施のほか、特色あるコースづくりなど魅力を高めることによって利用者の確保を図っています。

(2) 施設の状況

- 平成2年の開業から29年を経過しており、サービスセンターなど施設の老朽化が進んでいます。
- 河川敷を利用したコースのため、大雨等の影響により冠水被害を受けやすいことから、水はけ対策を実施しています。
- 河川環境の保全のため、農薬使用量の低減やゴルフコース周辺の除草などに力を入れています。

(3) 経営状況

- 平成2年の開業以来、平成30年度までの29年間で累計利用者数が115万人超を達成しましたが、全国的なゴルフ人口の減少もあり、年間利用者数は平成21年度の4万人から徐々に減少し、平成28~29年度は3万人程度となっています。
- 高齢者の利用が多く、近年、平日65歳以上の割合は、半数を超えていました。
- 平成30年度は大雨や台風により、3度にわたるコース冠水被害を受けたことから、利用者数は27,002人と伸び悩みました。

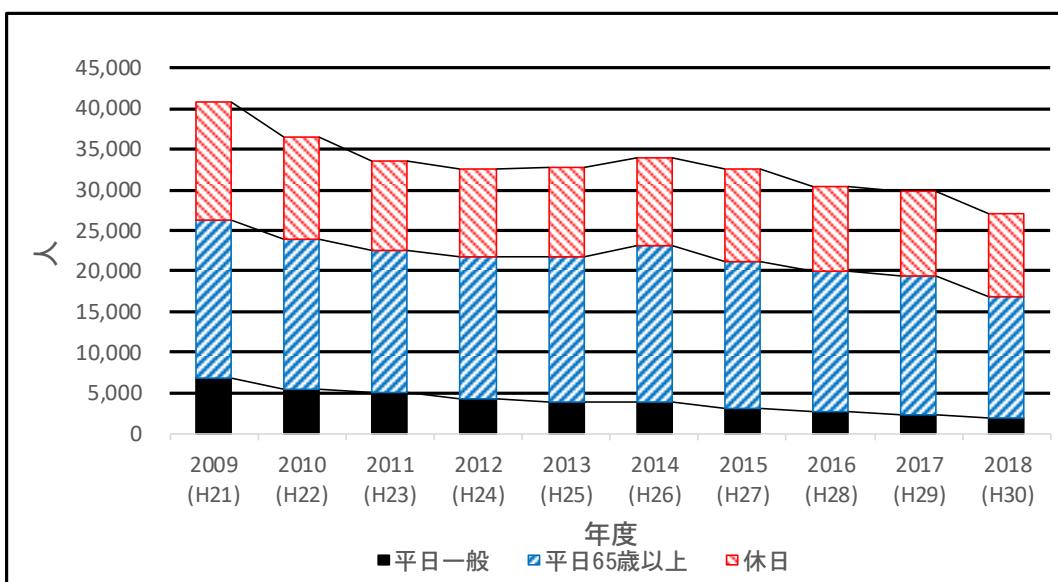


図 23 利用者数の推移

- 事業の収支は平成 21~29 年度までは黒字で推移していましたが、30 年度は冠水に伴う利用者減少分について指定管理者の納付金を減額したため、平成 17 年度以来となる約 700 万円の赤字を計上しました。
- ※ 平成 26 年度は公営企業会計制度の見直しにより、一時的に 4 千万円の利益を計上しました。

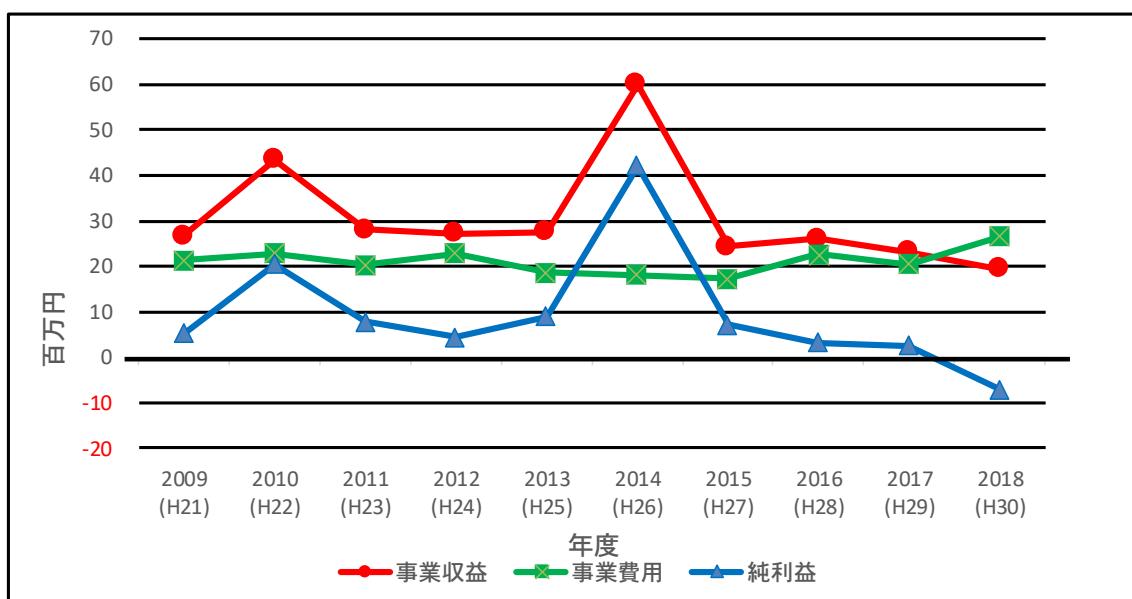


図 24 収益的収支の状況

- 借入金は建設資金に充てたもので、経営状況により一時返済を猶予していましたが、平成 23 年度以降計画的に返済を行っており、平成 30 年度末

の残高は約 7 億 4 千万円となっています。

- 内部留保資金は近年は概ね横ばいで、平成 30 年度末で約 2 億 2 千万円となっています。

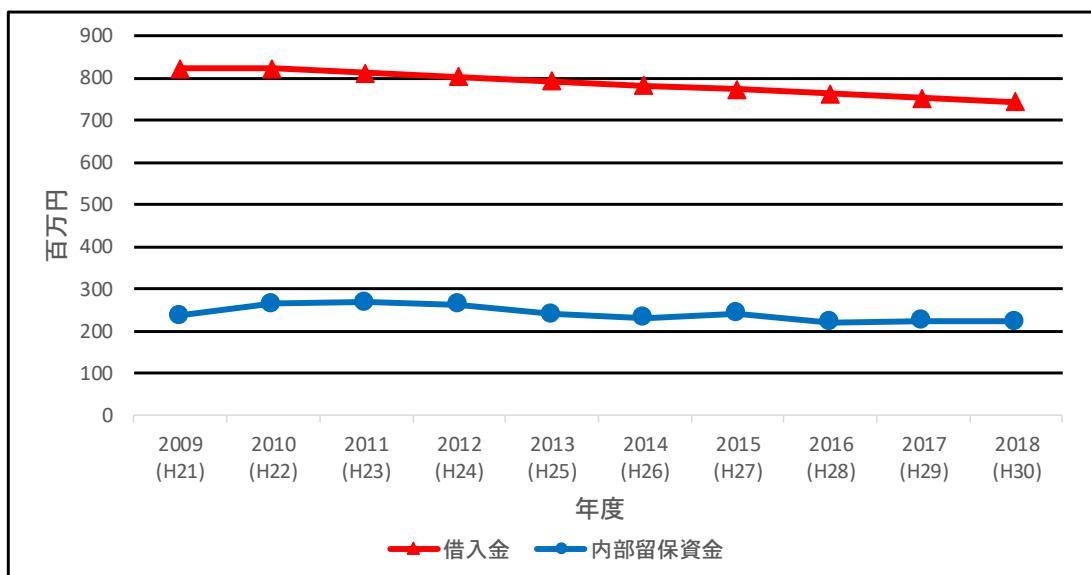


図 25 借入金残高と内部留保資金の状況

(4) 地域貢献、事業の PR

- フラットなコースで高齢者や初心者でもプレイしやすく、県民の健康づくり、生きがいづくりに広く貢献しています。
- 地元雇用者の給与やゴルフ場利用税などにより、毎年 3 千万円以上の経済波及効果があります。
- 適切なコース管理により、良好な河川環境の維持に寄与しています。

(将来の見通し)

- 一つ瀬川県民ゴルフ場の利用者数は、新たな誘客対策を行わない場合は、今後も減少傾向が継続すると考えられます。
- それぞれのゴルフ場が独自の魅力づくりや料金サービス等により、差別化を図っていくものと考えられます。
- 高齢化社会を迎える中、高齢者がスポーツを通して交流を深め、生きがいを感じられる社会づくりが求められています。

3 課題

(1) 経営的課題

- 利用者数の低迷など、今後も厳しい事業環境が続く可能性があります。
- 電気事業会計からの借入金が約7億4千万円（平成30年度末）あります。また、借入金償還積立金の残高が、令和元年度に無くなります。
- 令和6年度にはサービスセンターの改修で多額の費用が発生することから、約2千万円の赤字が見込まれています。

(2) 設備的課題

- コースコンディションは利用者の利用満足度に直結することから、指定管理者と連携しながら、良好な状態の維持に努める必要があります。
- 営業開始から約30年が経過し、サービスセンターなどの施設が老朽化しているため、計画的に設備を更新する必要があります。

(3) 地域貢献等

- 開業以来、地元産品利用等による地域への経済波及、良好な河川環境の保全などに努めており、今後も継続する必要があります。

4 経営の基本方針

河川敷ゴルフ場の特色を生かし、県民誰もが快適にプレイしやすい環境を提供することにより、県民の健康づくり・生きがいづくりと地域の振興に寄与します。

- ライフスタイルの多様化で様々な余暇活動を営む県民に対し、低料金で気軽に楽しめるサービスを提供します。
- 高齢化社会を迎えた中、フラットで高齢者でもプレイしやすいという河川敷ゴルフ場の特色を活かし、高齢者がスポーツを通して交流を深め、生きがいを感じられる社会づくりに寄与します。
- 事業の運営を通して、地元自治体の振興に寄与します。



ゴルフコース



サービスセンター

5 戦略

戦略Ⅰ 指定管理者と連携した経営基盤の強化

(1)利用者の確保

- 指定管理者と連携しながら多彩なコンペの開催等により、リピーターの確保、ジュニアゴルファーの育成、初心者などの誘客に努めます。
- 低廉な料金を維持しながら、利用形態に応じた多様な料金メニューを提供します。
- 県や周辺市町村が行う高齢者の健康づくり等に関する施策との連携を検討します。
- SNS やマスメディアを活用して、各種コンペ情報などを積極的に発信します。
- 電気事業や工業用水道事業など、企業局が実施している事業の PR の場としてゴルフ場の活用を進めます。

(2)コストダウンの推進

- 老朽化した施設の改修については、費用の削減と平準化を行うとともに、省エネ機器を導入し、ランニングコストの低減に努めます。

(3)安定経営の維持

- 利益の確保により、借入金の計画的な返済を進め、負債を圧縮します。
- 経営状況を見ながら、事業のあり方について見直しを検討します。

戦略Ⅱ フラットな河川敷コースの特色を生かした誰もが利用しやすい施設の提供

(1)魅力あるコースづくり

- 河川敷コースの特色を最大限活用し、高齢者や初心者など幅広い層が気軽に利用できる環境づくりに努めます。
- 利用者のニーズに応じたコースづくりを行い、常に良好な状態に保ちます。

(2)計画的な施設の改修

- 指定管理者や利用者の意見も伺いながら、利用者が快適に利用できる環境づくりを優先して改修を行います。
- サービスセンターなどの大規模な改修については、経営状態等を踏まえ、

改修内容等を検討した上で適切な時期に行います。

戦略Ⅲ 地域貢献の推進と良好な河川環境の保全

(1) 地域への貢献

- これまでに引き続き、レストラン等での地元産品の使用やゴルフ場利用税、地元雇用等により、地域経済に貢献します。

(2) 環境への配慮

- 芝の管理や除草等を適正に行い、農薬・肥料の使用に配慮しながら、良好な河川環境の保全に努めます。

6 投資・財政計画

(1) 10年間の計画

①前提条件

- 平成 26～29 年度の平均利用者数を踏まえ、想定利用者を 31,500 人とします。
- 現行の組織、管理体制を継続するものとします。

②投資計画

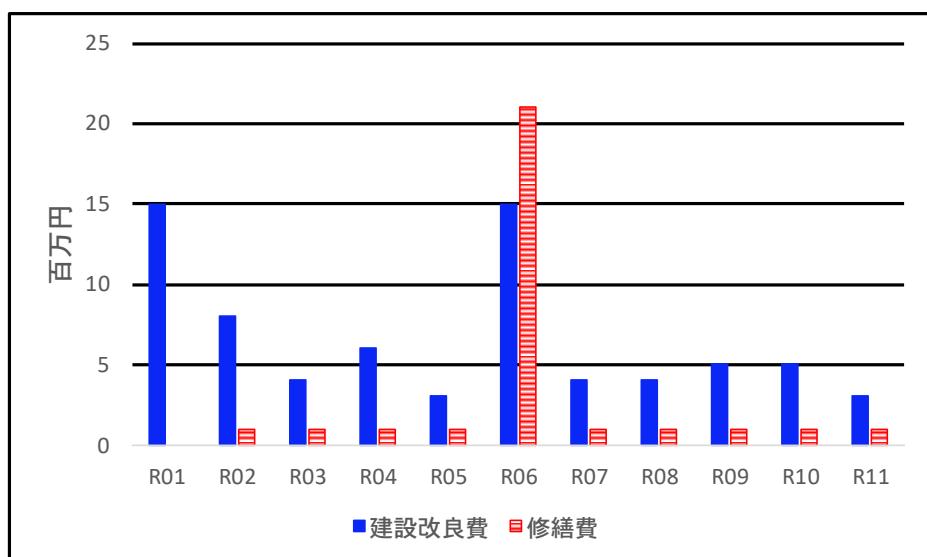


図 26 投資計画

(期間中の主な工事)

年度	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
サービスセンター サッシ・設備更新						■	■				
サービスセンター 外壁修繕						■	■				

③収益的収支

- 事業収益については、指定管理者からの納付金や資金運用に伴う受取利息等を見込んでいます。納付金については、約 18 百万円（消費税抜き）を見込んでいます。
- 令和 6 年度にサービスセンターの改修を行うことから、赤字を計上する見込みです。

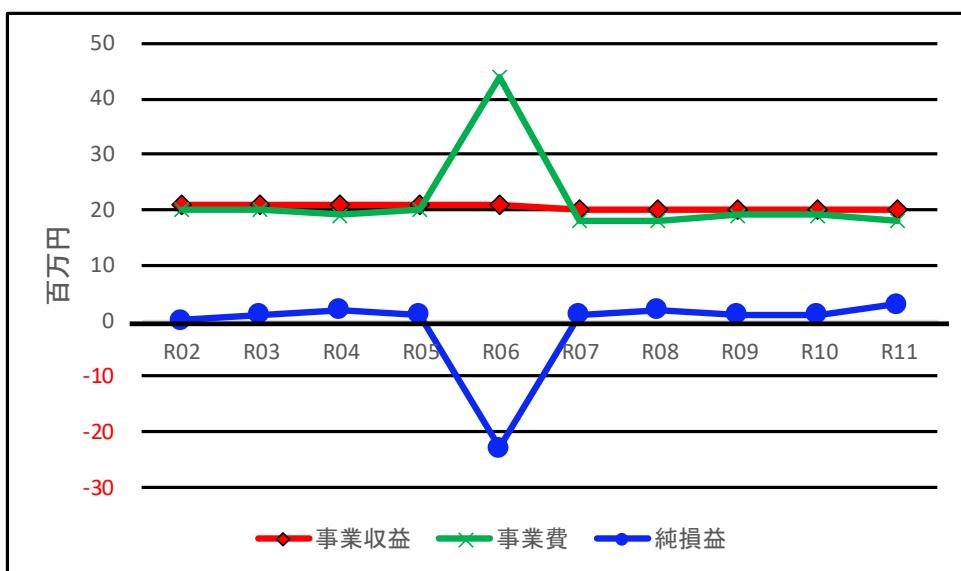


図 27 収益的収支

④資本的収支

- ・資本的収支については、予定はありません。
- ・資本的支出については、工事計画に基づく建設改良費や償還計画に基づく借入金償還を見込んでいます。
- ・建設改良費については、コース整備機器の定期的な入替えを行い、令和6年度にはサービスセンターの改修を予定しています。

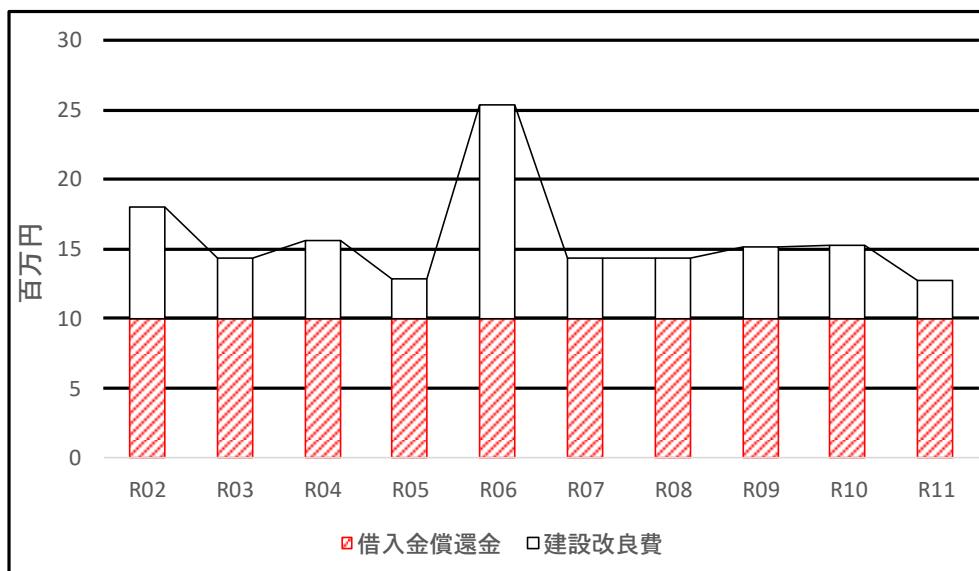


図 28 資本的収支

⑤内部留保資金

- ・サービスセンターの改修費等のため、令和6年度に建設改良積立金を1,600万円取り崩します。
- ・令和11年度末の内部留保資金は、約1億7千万円となります。

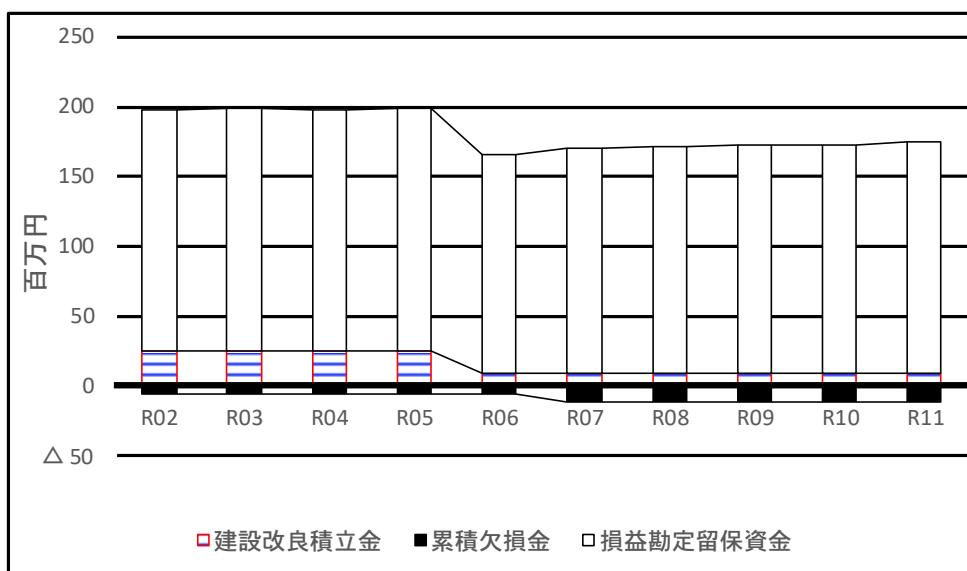


図 29 内部留保資金

⑥借入金残高

- ・借入金については、計画的に償還を進め、令和 11 年度末の残高を 6 億 3 千万円と見込んでいます。

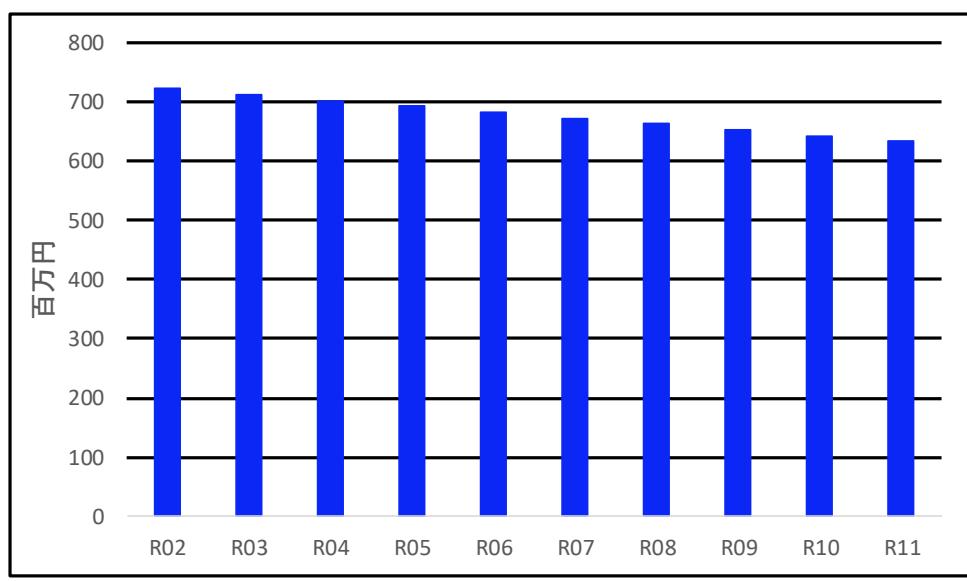


図 30 借入金残高

(2) 計画期間の考え方

一つ瀬川県民ゴルフ場の今後における利用者数の動向は、ライフスタイルやレジャーの多様化により、不透明な状況であることから、地域振興事業においては、計画の合理的な期間を 10 年間としています。

第6章 経営戦略の事後検証及び改定

1 実行計画による進行管理

- 経営ビジョンは令和2～11年度の10年間を計画期間として策定し、5年後に改定を行う予定としていることから、戦略を実行するための当初5年間の工程を示す実行計画を項目毎に作成し、進行管理を行います。
- 進行管理は、計画策定(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき行います。

2 事業評価及び計画の見直し

- 実行計画の実施状況は毎年度評価を行い、目標に達していない項目については、その原因分析や改善策について検討を行い、次年度以降の取組に反映します。

3 見直し及び改定

- 本経営ビジョンは5年後に改定を行います。
- 事業環境に大きな変化等があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

参考資料

電気事業

P. 25 図 7 収益的収支の内訳

(消費税抜き 単位: 百万円)

	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
事業収益	4,456	4,288	4,337	4,518	3,862	4,406	5,838	5,542	5,584	5,899
営業収益	4,109	3,902	3,982	4,188	3,555	3,939	5,392	5,264	5,320	5,628
附帯事業収益	78	73	73	73	73	73	73	73	73	73
財務収益	190	218	189	176	154	128	109	125	119	126
営業外収益	78	94	94	81	81	80	80	80	72	72
特別利益	0	0	0	0	0	187	185	0	0	0
事業費	4,788	4,503	4,627	4,714	4,784	4,195	4,103	4,282	3,993	4,182
営業費用	4,633	4,367	4,190	4,602	4,673	4,095	4,007	4,187	3,902	4,092
職員給与費	952	952	952	952	952	952	952	952	952	952
減価償却費	1,140	1,154	1,173	1,210	1,145	1,101	1,323	1,293	1,250	1,429
修繕費	820	488	741	658	863	709	440	526	472	485
固定資産除却費	351	474	183	575	513	135	194	285	85	48
その他費用	1,369	1,299	1,141	1,207	1,200	1,198	1,097	1,131	1,143	1,178
附帯事業費用	73	66	65	65	68	59	56	55	52	52
財務費用	32	21	14	9	5	3	2	1	1	0
営業外費用	50	50	50	38	38	38	38	38	38	38
特別損失	0	0	308	0	0	0	0	0	0	0
純損益	△ 331	△ 216	△ 290	△ 196	△ 922	211	1,735	1,260	1,591	1,716

工業用水道事業

P.45 図 18 収益的収支の内訳

(消費税抜き 単位：百万円)

	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
事業収益	368	348	341	342	341	342	340	339	341	344
営業収益	331	321	315	316	315	315	315	316	315	315
営業外収益	38	26	27	26	27	27	25	24	26	29
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業費	367	353	356	358	341	329	329	328	317	330
営業費用	367	353	356	358	341	329	329	328	317	330
職員給与費	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
減価償却費	127	127	129	134	132	127	135	139	140	140
修繕費	41	58	63	57	62	50	47	30	28	37
その他費用	141	109	106	109	89	94	89	102	91	96
営業外費用	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益	1	△ 6	△ 15	△ 16	△ 0	13	11	11	24	14

地域振興事業

P.59 図 27 収益的収支の内訳

(消費税抜き 単位：百万円)

	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
事業収益	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20
営業収益	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
営業外収益	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
事業費	20	20	19	20	44	19	18	19	19	18
営業費用	20	20	19	20	44	19	18	19	19	18
職員給与費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
減価償却費	14	14	13	13	13	13	13	14	14	13
修繕費	1	1	1	1	21	1	1	1	1	1
その他費用	4	4	4	5	9	4	3	3	3	3
営業外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益	0	1	2	1	△ 23	1	2	1	1	3

用語の解説

【AI】(P. 1, 11, 15, 21, 22, 34, 37, 41, 42)

人工知能 (Artificial Intelligence). 人間の知能と同じような機能を持つコンピューター.

【BCP】(P. 21, 42)

事業継続計画(Business Continuity Plan). 自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能するために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画.

【IoT】(P. 1, 11, 15, 21, 22, 34, 37, 41, 42)

モノのインターネット(Internet of Things). 自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すもの.

【OJT】(P. 22, 42)

職場内教育(On the Job Training). 実務を通じて仕事に必要な能力を身に付ける職員教育手法.

【アセットマネジメント】(P. 39, 41)

設備・構造物の状態を適切に把握したうえで個々の設備・構造物に対して将来の健全度を予測し、必要な補修・補強等の措置の最適な時期と方法を判定して、ライフサイクルコストが最小となるような管理計画を立てて、施設管理を行うこと。

【エネルギー基本計画】(P. 8)

国のエネルギー政策の基本的な方向性を示すために、平成14年6月に制定されたエネルギー政策基本法に基づき政府が策定するもので、第5次計画が平成30年7月3日に閣議決定された。

【河水統制事業】(P. 6)

昭和13年に始まった、旧河川法の時代に河川管理者により実施された河川の総合開発事業の名称。昭和初期に内務省で治水、利水の両面に有効な対策として河川の総合的な開発が構想された。

【河川維持放流水】(P. 12)

河川の機能を維持するために、ダムから下流に常時放流される水.

【河川総合開発事業】(P. 6)

河川の洪水被害の軽減を目的とした治水対策と上水道・工業用水道・農業用水等の確保や水力発電などの利水対策を多目的ダムの建設により総合的に行う事業.

【借入金償還積立金】(P. 46, 54)

企業債以外の借入金の償還に充てるために、利益から積み立てるもの.

【企業局人材育成基本方針】(P. 14, 22, 37, 42)

企業局の現状と課題を踏まえ、今後の「企業局における目指すべき職員像」を明示するとともに、その実現に向けた具体的な方策を明確化し、局における人材育成の基本となる指針。

【建設改良積立金】(P. 26, 46)

新たな施設の建設工事や既設設備等の大規模改良工事の財源に充てるために、利益から積み立てるもの。

【公営企業の経営に当たっての留意事項】(P. 3)

平成26年8月29日付で総務省から各都道府県企業管理者等あてに発出された通知で、公営企業が健全経営を行うために、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められている。

【高速凝集沈殿池】(P. 32, 33, 45, 49)

原水が濁った時に薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））を混ぜ、濁りを固形化し取り除く装置。

【固定価格買取制度(FIT)】(P. 9)

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度(Feed in Tariff)。電力会社が買い取る費用の一部を電気の利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えるもの。

【持続可能な開発目標 (SDGs)】(P. 1)

2001年(平成13年)に策定されたミレニアム開発目標の後継として、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016(平成28年)年から2030(令和12年)年までの国際目標(Sustainable Development Goals)。

【指定管理者】(P. 50, 52, 54, 56, 58)

指定管理者制度に基づいて公の施設の管理を行う者。

【指定管理者制度】(P. 50)

公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の縮減等を図るために民間事業者を施設の管理者に選定し委託する制度。

【常時使用水量】(P. 34, 35, 36)

工業用水道の契約水量のうち、使用者から常時使用すると届出がなされた水量。なお、契約水量から常時使用水量を差し引いた量を「未達水量」と呼んでいる。

【水源かん養機能】(P. 15)

森林の持つ、雨水を貯留し河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和する洪水緩和機能、川の流量を安定させる水資源貯留機能及び雨水が森林土壌を通過することにより水質を浄化する水質浄化機能をいう。

【スポット市場】(P. 9)

日本卸電力取引所において、翌日に受渡しする電気の取引を行う市場。一日を30分単位に区切った48商品について取引が行われる。

【責任水量制】(P. 32)

水の使用量の多少にかかわらず、契約水量に対して料金を適用する制度。全国の工業用水道事業者のほとんどが採用している。

【選択取水設備】(P. 15)

貯水池の下部や上部などに発電用水の取水口を複数設けたもの。台風や大雨により貯水池内に大量の濁水が流入した場合には、下部から取水し濁水排除を行う。貯水池表層に清水層が形成されると上部からの取水に切り替える。

【ダム管理主任技術者】(P. 17, 22)

河川法に基づき、流水の貯留や取水のためにダムを設置する者に対し、ダムの維持、操作などの管理を適正に行うため、配置を義務づけられている有資格者。

【ダム水路主任技術者】(P. 17, 22)

電気事業法に基づき、水力発電所の水力設備の工事、維持及び運用に係る保安の監督をさせるため、選任を義務づけられている有資格者。

【多目的ダム】(P. 15, 30)

治水(洪水調節)と利水(水力発電・かんがい・工業用水など)等、複数の機能を兼ね備えたダム。

【地方振興積立金】(P. 26, 30)

地域振興のための財源として、利益から積み立てるもの。

【長期エネルギー需給見通し】(P. 8)

平成 26 年 4 月に閣議決定されたエネルギー基本計画を踏まえ、エネルギー政策の基本視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通し。

【電気主任技術者】(P. 14, 37, 39, 42)

電気事業法に基づき、水力発電所の水力設備の工事、維持及び運用に係る保安の監督をさせるため、選任を義務づけられている有資格者。

【電力広域的運営推進機関】(P. 9, 22)

電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国規模で平常時・緊急時の需給調整機能を強化するために、電気事業法で規定された組織で、平成 27 年 4 月 1 日に創設。

【電力システム改革】(P. 9, 20)

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故を契機に、国は従来のエネルギー政策をゼロベースで見直し、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を改革の目的として掲げ、段階的に実行されている改革。

段階	実施時期	内容
第1段階 広域系統運用の拡大	平成27年	・電力広域的運営推進機関を設置し、地域を越えてより効率的にやり取りすることで、安定的な電力受給体制を強化
第2段階 小売及び発電の全面自由化	平成28年	・一般家庭でも電力会社や料金メニューを自由に選択 ・多様な事業者による発電が可能（卸規制が撤廃）
第3段階 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保	令和2年	・電力会社の発電、小売事業と送配電事業の兼業を原則禁止し、送配電網を誰でも公平に利用可能

【南海トラフ地震】(P. 1, 17, 39)

日本列島の太平洋沖、南海トラフ沿いの広い震源域で連動して発生する可能性があると警戒されている巨大地震。

【非FIT非化石価値取引市場】(P. 9)

非化石電源（再生可能エネルギー、原子力）からの電気の持つ「非化石価値」を証書化し取引するための非化石価値取引市場が、平成29年度に創設された。非化石電源のうち、FITの適用を受けていない電源の電気に由来する証書（非FIT非化石証書）の取引を行う市場のことと、令和2年度から取引が開始される。

【マイクロ水力発電】(P. 12)

中小河川、用水路などの小さな高低差を利用した出力概ね100kW未満の水力発電。

【未達水量】(P. 32)

契約水量から常時使用水量を差し引いた水量のこと。本県では、未達水量について使用料金の減免を行っている。

【緑のダム造成事業】(P. 15, 30)

企業局の発電に関するダム上流域等の未植栽地等を取得し、水源かん養機能の高い山林として整備することにより、安定的な電力の供給に資することを目的とする事業

【宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」】(P. 2)

令和元年3月、6月に改定された、本県のこれから進むべき道筋を示す「県民共有の指針」となる計画。「長期ビジョン」と「アクションプラン」で構成され、「長期ビジョン」では、令和12年（2030年）に本県が目指す将来像を描くとともに、長期的視点からの重要課題に対応していくための「長期戦略」や「分野別施策」の基本的な方向性を示す。「アクションプラン」では、長期ビジョンに示す基本目標や本県が目指す将来像を踏まえ、長期戦略等を具体的に推進する観点から、令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までの4年間に優先的に取り組む施策の内容や数値目標を明らかにしている。

【容量市場】(P. 9, 10)

電力システム改革が進展する中、需要が逼迫した際にも火力発電などによる安定した電力供給を続けられるよう設備投資を行うには、現状の卸電力市場による自由取引だけで賄うことは難しい。このため、中長期的な安定供給の観点から、実際に発電した電力(kWh)ではなく、発電設備が発電できる発電力(kW)の価値（将来の供給力）を取引する容量市場が導入された。

【利益積立金】(P. 26, 46, 59)

欠損時の補てん財源として、利益から積み立てるもの。

宮崎県企業局経営ビジョンの概要

